

長慶天皇陵と「擬陵」

——臨時陵墓調査委員会による「調査」「審議」から
宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の「会見」まで——

外池 昇

はじめに

- 一 臨時陵墓調査委員会による「調査」「審議」から「答申」まで
——宮内公文書館『臨時陵墓調査委員会録』より——
 - 二 「参事官室」の「意見」から宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の「会見」まで
——岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』より——
- おわりに

はじめに

長慶天皇陵の治定については、著者はこれまでに三本の論文を著してきた。左の通りである。

A 「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査―設置から『伝説箇所』の審議まで―」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第二十九輯、平成二十四年三月）

B 「臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵治定への道程―七点の『答申案』―」（成城大学グローカル研究センター『グローカル研究叢書9 歴史認識のグローカル研究』平成二十八年三月）

C 「長慶天皇陵の治定と『擬陵』―『臨時陵墓調査委員会』の検討から―」（脱稿、未発表）

（以下、右記論文については、前稿A等とする）

このA・B・C論文で明らかにしたことのうち、本稿の趣旨との関連が深い点の概略を記せば次の通りである。

①長慶天皇陵についてどのように考えればよいかについて、昭和十年六月に宮内大臣は臨時陵墓調査委員会に諮問した。

②臨時陵墓調査委員会は諮問について「調査」「審議」に当たった。それには、各地に数多く存する伝承地等を対象とする方法と、長慶天皇の晩年や側近者の動向に注視した方法とがあった。しかし長慶天皇陵は発見できなかった。

③昭和十三～四年には、臨時陵墓調査委員会に新しい動向があらわれた。すなわち、「紀元二千六百年」に当る昭和十五年に治定できないかということと、遺骸・遺骨がそこに納められていなくても由緒の深い所を陵墓に治定する「擬陵」との考え方を採用できないかということである。

④このうち「紀元二千六百年」の治定は実現されなかったが、「擬陵」との考え方は採用され、昭和十五年十二月には由緒の深い所として天龍寺の塔中であつた慶寿院址を長慶天皇陵とする「答申」が宮内大臣に提出された。

これが、前稿A・B・Cで明らかにした動向の主要点である。また、典拠とした主な史料は、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』および『臨時陵墓調査委員会録』（ともに宮内公文書館所蔵）である。¹⁾

しかしすぐ後にみるように、長慶天皇陵の治定は昭和十九年二月五日なのであるから、①～④の動向から長慶天皇陵の治定までには何年かの間隔がある。この間にはいったいどのような動向があつたのであろうか。前稿Cでは『昭和天皇実録』に拠つてその点についても見通しを立てた。次の通りである。

⑤昭和十七年一月二十八日に、臨時陵墓調査委員会委員辻善之助は天皇・皇后に「長慶天皇ノ御陵ニ付テ」との題で進講した。

⑥昭和十九年二月四日に宮内大臣は長慶天皇陵の治定について内奏し、五日には治定され、十一日には宮内省により告示され、二十三日には修理起工奉告祭が執行され勅使が差遣され、九月四日には修理竣工奉告祭が執行され勅使が差遣された。

⑦同年八月二十八日には天龍寺と大覚寺で長慶天皇五百五十年御諱法要が執行され、それぞれ香華料が下賜された。

これを見て気が付くのは、昭和十七年一月の辻善之助の「進講」(⑤)から昭和十九年二月の宮内大臣による「内奏」(⑥)までの間に二年一箇月もの間隔があることである。辻善之助による「進講」も宮内大臣による「内奏」も、ともに慶寿院址を長慶天皇陵に治定しようとするのが骨子であったのには違いない。辻善之助が臨時陵墓調査委員会の委員として、宮内大臣はその職責上において、「進講」「内奏」をしたのである。しかしそうであれば、その決して短くはない間隔には何らかの必然があつたとみられなければならない。もちろんこの時期は戦時中ではあつたが、けつして意味もなく二年一箇月が流れたのではないであろう。それはいったい何であつたのか。長慶天皇陵の治定について考えるには、決して看過することができない問題である。

本稿はこのような視点によって、臨時陵墓調査委員会における「調査」「審議」から、昭和十九年二月の宮内大臣による「内奏」の直前にあたる同年一月の松平恒雄宮内大臣と東条英機

内閣総理大臣・原嘉道枢密院議長の「会見」に至るまでの動向に注目して論じることにはしたい。

一 臨時陵墓調査委員会による「調査」「審議」から「答申」まで

— 宮内公文書館『臨時陵墓調査委員会録』より —

「一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ考証スヘキヤ」との「諮問第一号」について、臨時陵墓調査委員会がどのように「答申」の完成に向けて「調査」「審議」を積み重ねたかについては、すでに前稿Cでみた通りである。ここでは、昭和十三年から同十四年にかけての臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会で、紀元二千六百年に当る昭和十五年に長慶天皇陵を治定できないか、あるいは「考証上ノ理由ニ基カザル御陵ノ決定」、つまり「擬陵」との考え方が採用できないかについて「審議」がなされたことについて触れた^②。

実際には紀元二千六百年に当る昭和十五年に長慶天皇陵が治定されることはなかったものの、「擬陵」との考え方は採用された。

しかし、臨時陵墓調査委員会が「擬陵」との考え方を採用したにもかかわらず、その「答申」には「擬陵」との文言や「擬陵」についての説明は全くみられない。それはいったいなぜなのであろうか。そもそも「擬陵」とは何なのか。以下、「擬陵」との考え方について取り上げた臨時陵墓調査委員会総会について個別に考察し、この問題についての見通しを立てることにし

たい。

第二十四回総会（昭和十四年十月六日）

臨時陵墓調査委員会が「擬陵」との考え方をはじめて取り上げたのは、昭和十四年十月六日に開催された第二十四回総会においてである。⁽³⁾同総会の「議事録」によれば、「議題」として「諮問第一号（長慶天皇ニ関スル件） 陵所決定ノ方針ニ関スル審議」とした後、「議事」として次のように記す。

（白根様介）
委員長ヨリ長慶天皇陵ニ付テハ本委員会成立後既ニ満四年ヲ経過スルモ未ダ解決ノ端緒ヲ得ザルヲ遺憾トシ、従来ノ調査方針ヲ踏襲スル傍考証上ノ理由ニ基カザル御陵ノ決定ニ付考慮ノ要ナキヤヲ議題トシ委員ノ腹藏ナキ意見ノ開陳ヲ求メタリ、審議ノ結果

イ. 右ノ方法ニ依ル決定モ已ムナシ

ロ. 擬陵候補地（慶寿院趾、栄山寺、観心寺）ニ付更ニ詳細研究スヘシトノ結論ニ到達、尚

ハ. 爾来本件ハ総会ニ於テ審議シ小委員会ヲ開カザルコト

ト決定セリ

この「考証上ノ理由ニ基カザル御陵ノ決定」が、「擬陵」との考え方に基く長慶天皇陵の治定ということである。さらに、右の引用のすぐ後には「（備考）」として次のようにある。

（善之助）
辻委員ノ発言ニ因リ本日以後総会ノ速記録ヲトラザルコト

全体に臨時陵墓調査委員会は総会・小委員会ともに、「議事録」ばかりでなく「発言録」「速記録」^④も作成している。しかし、長慶天皇陵についての諮問に関する限りこれ以降小委員会は開かれず、「速記録」も暫くは作成されなくなった。そしてそのことを主張したのは辻委員だったのである。

第二十五回総会（昭和十四年十一月十日）

昭和十四年十一月十日に開催された第二十五回総会では「速記録」が作成されなかったため、「議事録」から内容を見ることにした^⑤。同総会では、幹事の提出した慶寿院・観心寺・栄山寺の関係資料に基いて「審議」がなされたが、「擬陵」や紀元二千六百年の治定については「審議」されなかった。

第二十六回総会（昭和十四年十二月十五日）

昭和十四年十二月十五日に開催された第二十六回総会では「速記録」が作成されなかったため、「議事録」から内容を見ることにした^⑥。同総会の「議事録」によれば、「議事」として「一 皇室陵墓令第四十四条ノ解釈ニ関スル件 （第一節） 本多委員」が立てられた。「議事」の項に左のようにある。

四、皇室陵墓令第四十四条ノ解釈

本多委員ヨリ皇室陵墓令第四十四条ニ依ル御治定ニハ墳塋ガ現存シ又ハ少クトモ嘗テ存

在シタルコトヲ要件トスルコト及擬定陵ニ関シテハ陵墓令之ヲ予想セズ之ヲ設クル場合ハ別ニ新ニ規定ヲ設クル要アリト考ヘラル、旨意見開陳アリタリ

ここにみえる「擬定陵」とは本稿でみている「擬陵」のことである。また、「皇室陵墓令」第四十四条は次の通りである。

第四十四条 従前不明ノ墳塋ヲ陵又ハ墓ト定ムルハ勅裁ニ由ル

前項ノ規定ニ依リ勅裁アリタルトキハ勅使ヲシテ其ノ陵又ハ墓ニ奉告セシム^⑦
 ここで問題とされていることをまとめれば次の通りである。

・「皇室陵墓令」第四十四条によれば、新たに陵墓を勅裁によつて決定しようとする場合、そこは「墳塋」でなければならぬ。

・「墳塋」とは遺骸・遺骨が納められている所である。

・つまり、「皇室陵墓令」は遺骸・遺骨が納められていない「擬陵」の治定を認めていない。

・「擬陵」との考え方に基いて陵墓の治定を仰ぐのなら、新たな「規定」が必要である。

このような課題を克服しなければ、「擬陵」との考え方による長慶天皇陵の治定は到底実現されるべくもないのである。

第二十七回総会（昭和十五年一月二十六日）

昭和十五年一月二十六日に開催された第二十七回総会では「速記録」が作成されなかったの

で、「議事録」から内容を見ることにしたい。⁸⁾ 同総会では、観心寺等の調査に関する報告と、慶寿院・檜尾塚・栄山寺・住吉および天野行宮に関する「審議」がなされた。なお「質疑応答及意見開陳」の欄には、次のような「皇室陵墓令」第四十四条および「擬陵」についての発言があった。次の通りである。

白根委員長 住吉、天野、栄山寺ハ陵墓令上問題トスルニ足ラザルヤ
本多委員 第四十四条ノ解釈上然リ

白根委員長 御行在所ナリトイフノミニテハ崇敬心ニ影響アリト考ヘラル

西田委員^(金尾一郎) 行宮址ハ史蹟トスルヲ可トス

原田委員^(浪人) 慶寿院ハ擬陵ニ非ズシテ陵トナルベシ、将来確實ナル反対史料ノ出デタル場合ノ

処置如何

金田委員^(才平) 更ニ勅定ヲ仰グヲ得ト解ス、臨時ノ勅定ニ依ルヲ可トス

芝委員^(寄座) 其場合ヲ考フレバ擬陵トシテ置クヲ可トス

金田委員 慶寿院址ニハ今墳塋ナシ、墳塋アル観心寺ガ可カ

白根委員長 文献的ニハ何レガ優ルヤ

芝委員 文献的ニハ零ナリ

辻委員 文献ハ無キモ引ツカ、リハ慶寿院多シ

辻委員 「慶寿院ヲ御在所トシ給ヘリ」トアルハ「慶寿院ヲ御菩提所トシ給ヘリ」ト改ムルヲ可トス（別紙参照）^⑨

金田委員 長慶天皇ハ南朝ノ臣ニ対スル御遠慮ニ依リ御所在ヲ秘セラレ嵯峨へ遁世セラレタリト考ヘラル

西田委員 大覚寺法皇トイヘルコトハ大覚寺ニ居ラレタルコトト考ヘラル

白根委員長 以後慶寿院及観心寺ニ集中調査スベシ

ここには、住吉・天野行宮と栄山寺が「皇室陵墓令」第四十四条との関連で、慶寿院（慶寿院址）が「擬陵」との関連で取り上げられている。また、「擬陵」が治定された後に「将来確實ナル反対史料ノ出タル場合ノ処置」についても見通しが述べられている。

第二十八回総会（昭和十五年二月二十三日）

昭和十五年二月二十三日に開催された第二十八回総会では「視察報告」と題された「速記録」が作成されたので、「速記録」から内容を確認することにしたい。^⑩同総会では長慶天皇陵について多岐にわたる発言があったが、ここでは、「皇室陵墓令」もしくは「擬陵」に関する発言を抄出する。

・龍委員^(兼)（略）若シ慶寿院ガ場所トシテ良ササウニ思ハレマスノデドウ云フ風ニ御陵ヲオ定メニナルカ分リマセヌガオ定メニナルナラ仲恭天皇ノ時ノヤウニ慶寿院ノ遺址ヲ調査致シマ

シテ慶寿院ノ中央辺迄広く取ツテ才定メニナレバ一番イ、ノジヤナカラウカト感ゼラレマシ
タ

・辻委員（略）慶寿院ノ址ニ付テハ前々カラ考ヘテ居リ之ハ西田サンノ云ハレタト全ク同ジ
デ菩提所ト云フコトデ其ノ点ニ於テ夫レ丈ノ点デ御陵ニ擬セラレルナラバ此所ヲ擬セラレテ
モヨカラウト思ヒマス

・本多委員 素人トシテ見タ所ヲ申セバ觀心寺ノ松尾塚ハ今回ノ木ノ根ノ処理ニ依リマシテ
新ナ資料が見出セルト云フ期待ヲ持ツテ居ツタノデスガ段々伺ツテ見マスト御髮塔トシテ又
ハ御経塚トシテ見込モ充分建テ得ルヤウニ思ヒマスガ政策的ノ見方ノヤウニ思ヒマスガ問題
ニナツテ居ル擬陵ト云フコトヲ考ヘマスト御髮塔トカカウ云ツタ若シ研究ガ進ミ更ニ明ニナ
ツタ場合ニサウ云フモノヲ対象トシテ考ヘルト云フコトハ果シテ策ヲ獲タモノデアルカドウ
カ夫レカラ又逆ニ現在之ト断言出来ナイ以上他ノモノダト云フ資料ガ出タ場合ニドウスレバ
イ、カ、何モナイ白紙ノモノナラ却ツテ始末ガイ、夫レカラ申シマスト慶寿院ハ摺ミ所ガナ
イト云フ点モ御座イマスガ広く達觀シテ考ヘマスレバ寧ろ差障リモ少ナクイロ／＼ノ点カラ
考ヘマシテ慶寿院ガ応シイト云フ感カラ申シマシテ私ハドチラカト申マスレバ慶寿院ガ応シ
イト云フ考ヲ得テ皈ツテ参ツタ次第デアリマス

右の引用中、龍委員が述べた「仲恭天皇ノ時ノヤウニ」というのは、仲恭天皇陵が明治二十

二年に治定されたことを指すものである。この仲恭天皇陵の治定は、遺骸・遺骨が納められた所が不明のため、在所であった九条殿に当る東山東福寺の山中の淨地を卜して陵としたものであった。これについては、本稿「二『参事官室』の『意見』から宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の『会見』まで」で再び触れることになる。

また本多委員の発言の要旨は、檜尾塚が「擬陵」として治定されたとして、将来研究が進んで仮に「御髮塔」「御経塚」等であることが明らかになった際にどうすればいいかということを考える、何も無い白紙の状態の慶寿院は摺みどころがないという点でむしろ差し障りも少なく慶寿院の方がふさわしい、というものである。

第二十九回総会（昭和十五年三月二十三日）

昭和十五年三月二十三日に開催された第二十九回総会では「発言録」が作成されなかったの
で、「議事録」から内容についてみることにしたい。¹¹⁾ 同総会の「議事録」の「一、諮問第一号ニ
関スル審議」によれば、「皇室陵墓令」との整合性についての「疑点」を抱え込んだまま、「慶
寿院址」を「擬陵」として治定する方向性のもとに「答申案」の作成にかかることが確認され
ている。次の通りである。

前回（第廿八回総会）発表ノ意見ニ基キ更ニ審議ヲ進メタル結果、慶寿院址モ檜尾塚モ史実
的二肯定スルコトハ困難ナレバ、何レガ難ナキヤヲ標準トシテ定メザルベカラズ、コノ観点

ヨリスレバ慶寿院趾ノ方ガ難少シ、同所ニ付テモ陵墓令上疑点ヲ存スルモ一応支障ナキモノトシテ同所ヲ陵所ト認ムル答申案ヲ作成スベシトノ意見ニ一致シタリ

これによると、「慶寿院趾」も「檜尾塚」もともに「史实的ニ肯定スルコトハ困難」なので、どちらが「難」がないかを「標準」として一方に決めなければならないというのである。つまり、「慶寿院趾」が候補とされたのである。

第三十回総会（昭和十五年四月二十四日）

昭和十五年四月二十四日に開催された第三十回総会では「速記録」は作成されなかったもので、「議事録」から同総会の内容についてみることにしたい。¹²⁾ 同総会では幹事の作成による「答申案」が「審議」された。この「答申案」は前稿Bの「史料編」で史料一「答申案①」として翻刻した。以下、同総会での「答申案」の「審議」についてみることにしたい。なお同総会の時点では、長慶天皇陵として治定されるべき所は慶寿院趾に絞られている。

次の辻委員と白根委員長との発言には、臨時陵墓調査委員会においてどのように「擬陵」との考え方を位置付けるかをめぐっての考え方の違いがよくあらわれている。

辻委員 本案（引用註、「答申案」）ノ趣旨ハ擬陵デハ無ク本当ノ陵デアルトイフ考カ

白根委員長 サウデアアル、擬陵トスルヨリモ良イ、御由緒ガ深イトイフダケデハ足りナイ、寧ロ真ノ陵デアルトイフ考ヲトツタノデアアル

「擬陵」であるなら「擬陵」として「答申案」に書かれるべきであるというのが辻委員の主張である。それに対して白根委員長は、実際には「擬陵」に他ならないにもかかわらず、これを「真ノ陵」として「答申案」を作成したのである。

次いで、芝委員と和田幹事の間で議論がなされた。その大略を記せば、『大乘院日記目録』の記述から長慶天皇が嗟峨で崩御したと言えるのか、慶寿院で崩御したと言えるのか、長慶天皇皇子海門承朝が慶寿院で薨去したのは長慶天皇が慶寿院に住みかつそこで崩御したと関係あると言えるのか、慶寿院は長慶天皇奉葬の場所と言えるのか、長慶天皇の皇子方が出家したと長慶天皇の入洛が関係あると言えるのか、長慶天皇と足利氏の関係が円満だったと言えるのか、吹上本『帝王系図』に「寛成明德元御合躰」とあることが信用できるか、「五条文書」から元中八年に長慶天皇が京都に入ったと言えるのかの諸点についてである。

「答申案」に疑問を呈した芝委員は次のように述べる。

芝委員 要スルニコノ理由書（引用註、「答申案」の説明の部分）ハ全体ニ無理ガアル、今日ノ資料ヲ以テハ何処ノ地ニ崩御サレタト断定スルコトハ出来ナイ、学問上ノ考証ヲ離レテ政治的ニ解決スベキ問題デアル、陵墓令ヲ精神的ニ解釈スレバ第四十四条ニ依ツテ決定スルコトモ出来ルト思フ

次に引く本多委員の発言は、白根委員長の「参事官ノ意見ヲ聴キタイ」との言に応えてのも

のである。

本多委員 陵墓令第四十四条ニ「不明ノ墳塋」トアル以上墳塋ノ存在ヲ前提トシナケレバナラヌ、然シ現在無クテモ嘗ツテ存在シタコトノ証ガアレバ差支ナイト考ヘル、従ツテ政治的ニ決定スルトシテモ奉葬シタ事実ガアルトイフコトハ言ハナケレバナライ、コノ理由書ナラバ差支ナイ

この本多委員の発言に続けて、芝委員は「第四十四条ヲ分解的ニ解釈セズニ精神的ニ解釈シタラドウカ」と発言したが、これに対して本多委員はさらに次のように述べた。

本多委員 法文ノ字句ニ捉ハレズニ解シタイト考ヘテ居ルガ、皇室ニ関スル諸般ノ制度ガ整備シ陵墓令ノ制定セラレタ今日、其条文ヲ余リ自由ニ取り扱フノモドウカト考ヘル、即チ第四十四条ニ於テハ可成擬陵トセザルヲ適當ト考ヘルノデアアル

以降臨時陵墓調査委員会は、「擬陵」との考え方と「皇室陵墓令」第四十四条との整合性を見出すための模索を余儀なくされることになる。

第三十一回總會（昭和十五年五月二十四日）

昭和十五年五月二十四日に開催された第三十一回總會では、前回の議論を踏まえて幹事によって用意された「答申案第参」が「審議」された。¹³ この「答申案第三」は、すでに前稿Bの「資料編」で史料三「答申案③」として翻刻した。同總會では「速記録」が作成されなかったので、

「議事録」によってその内容をみることにしたい。¹⁴ 前回提出された「答申案」では長慶天皇は慶寿院で崩御し同所に葬られたとされたが、今回提出された「答申案第参」は、長慶天皇は大覚寺で崩御し慶寿院に葬られたとされた。これらの「答申案」はともに『大乘院日記目録』の記述に依拠する点では共通していたが、『大乘院日記目録』を根本史料とする点については反対意見があり、意見の一致はみられず継続審議となった。

第三十二回総会（昭和十六年六月二十四日）

昭和十五年六月二十四日に開催された第三十二回総会では、「答申案第四」が「審議」された。この「答申案第四」は、すでに前稿Bの「資料編」で史料四「答申案④」として翻刻した。同総会では「発言録」が作成されなかったもので、「議事録」によってその内容をみることにしたい。¹⁵ 「議事録」によると、「答申案第四」はこれまでの議論を踏まえ、崩御した場所や葬られた所についての断定の形式を避け、「天皇ハ嵯峨慶寿院ニ於テ崩御コ、ニ葬リ奉リタルモノト認め得ラルベク」といった推定の形式によって論旨を緩和したとする。また、同総会の審議では以下の三点が注目されたとする。

(一) 従来ノ審議ニ於テ反對論ニ依リテ否認セラレタル大乘院日記目録ノ史的価値ガ漸次承認セラルルノ傾向ヲ生ジタルコト

(二) 従テ本案（引用註、「答申案第四」）ノ如ク崩所、葬所ニ付推定ノ形式ヲ採ルニ於テハ幹事

案ヲ承認セントスルニ至リタルコト

(三)崩所ハ大覚寺、葬所ハ慶寿院ト推考スルコト

つまり、「推定ノ形式」「推考」が採り入れられるのであれば、「幹事案」が「承認」される見通しがついたというのである。

同総会の「議事録」には「質疑意見」の項があり、その部分は実質上「速記録」と同等の内容である。そこには次のような発言があり注目される。

芝委員 (略) 本案ノ程度デ参事官ヲ通過スルカ

本多委員 モウ少シ強イ方ガヨイ、一寸弱イ様ニ思フ、然シ辛ウジテ通過スルカモ知レナイ
これによれば、長慶天皇陵が慶寿院址に治定されるためには、臨時陵墓調査委員会による「答申」が宮内大臣へ提出された後、「参事官」の「通過」が必要であり、その際の課題は、「答申」と「擬陵」との考え方との整合性、あるいは、「擬陵」との考え方と「皇室陵墓令」第四十四条との整合性であったことがわかる。

第三十三回総会 (昭和十五年七月十九日)

昭和十五年七月十九日に開催された第三十三回総会では「速記録」が作成されなかったもので、「議事録」からその内容をみることにしたい。¹⁶⁾ 同総会では「答申案第五」が示されたが、同総会で新資料についての報告があったために「答申案第五」は「審議」されなかった。「答申案第五」

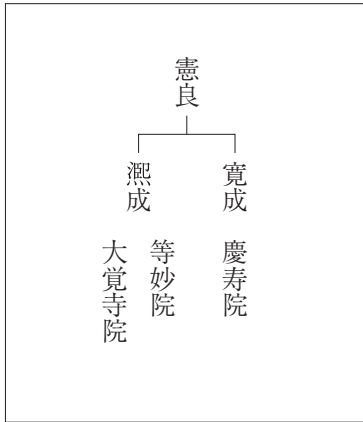


図1 「栗田元次蔵『和漢紹運図』より」臨時陵墓調査委員会第33回総会（昭和15年7月19日）「議事録」（『臨時陵墓調査委員会録』（識別番号26640、宮内公文書館所蔵）より

は、すでに前稿Bの「資料編」で資料五「答申案⑤」として翻刻した。「長慶天皇ノ陵ニ関スル調査ノ方針」が付されているのが大きな特徴である。

以下、同総会での新資料をめぐる報告をみる。

和田幹事は、六月二十六日から七月十三日にかけての高野山での資料調査の報告として、金剛三昧院所蔵「御舍利惣目録」について述べた。「御舍利惣目録」には「一粒ハ水精色於長慶院殿直奉請之、震筆御書拝領之（略）明徳五年^{甲戌}五月十日記之、金剛佛子忠禪」とあり、ここにみえる「長慶院殿」等について質問があった。

芝委員は、まず、広島文理科大学教授栗田元次蔵「和漢紹運図（文安三年書写、宝徳元年校訂）」に図1の通り記述されていること、次いで、船橋子爵所蔵『中庸』に「弘和二年春榮山寺行宮」との奥書があることを述べた。

このように、同総会では「答申案第五」についての「審議」はなされなかったものの、「議事録」の「諮問第一号審議」の項には白根委員長の発言が記されており、抹消部分も含めて引用する。大変興味深い。

白根委員長 本日ハ新文献ヲ頭ニ置キ前回ノ意見ヲ取纏メタル答申案第五（別紙）ニ基キ審議ヲ進メタルモ、既ニ和田幹事及芝委員ヨリ新資料ニ関スル報告アルニ及ビ本案ノ予テ会議ノ底流ヲナシ得タル慎重論ノ擡頭ヲ見ルニ至リテ会議ノ前途益々多難ナルヲ憶ハシムルモノアリ勢ヲ得本案ノ無修正通過困難トナリ次回更ニ想ヲ練ルコト、セリ

ここにみえる「予テ会議ノ底流ヲ得タル慎重論ノ擡頭」が、具体的にどのようなものであったのかは詳らかにし得ないが、この時点にあつてなお、「答申案」の確定に至る道筋は決して平坦ではなかつたのである。同総会の「議事録」は、次のような原田委員・白根委員長・金田委員の発言によつて締め括られている。

原田委員 現在ノ資料ニテハ結論ヲ得ルコト困難ナリ、アリノマ、ヲ答申シ改メテ諮問ヲ求メラレタルトキハ別ニ陵所ニ付答申ス、現在御治定ノコト迄答申スルニ及バザルモノト考

フ

白根委員長 絶対的ナル資料ヲ得ルコトハ困難ナリ、ドウシテモ推定ニ依ルヲ要スベシ、

金田委員 結局ハ信念ヲ以テ決スルニ至ルヘシ

ここにみえるのは、史料的な限界を踏まえつつ客観的な姿勢で「審議」に臨もうとする原田委員と、史料の不足を「推定」、あるいは「信念」によつて乗り越えようとする白根委員長・金田委員との際立った対比である。

第三十四回総会（昭和十五年九月二十日）

昭和十五年九月二十日に開催された第三十四回総会では「議事録」の他に「速記録」も作成されたので、「議事録」「速記録」からその内容をみることにしたい。¹⁷⁾ 同総会では「龍委員作製ニ係ル答申案私案」が「審議」された。この「龍委員作製ニ係ル答申案私案」は、すでに前稿Bの「資料編」で史料六「答申案⑥」として翻刻した。一見して明瞭なように「龍委員作製ニ係ル答申案私案」の何よりの特徴は「私案」であることであり、「答申案」そのものにはより直接に「答申案（龍委員私案）」と記されている。

それでは、その「龍委員作製ニ係ル答申案私案」について「議事録」からみると、「慶寿院ハ長慶天皇御晩年ノ御座所ニシテ且崩御斂葬ノ場所ト推察セラレ由緒最モ深キ処ナルヲ以テ同所ヲ以テ御陵所ト定メラル、ヲ適當トストイフニ在リ」とした後で、次のような白根委員長

の発言の要旨を載せる。抹消部分も含めて記す。

本年（引用註、昭和十五年）中ニ答申ノ予定ナルコト従ツテ本日アタリ答申案議定促進ニ付
要望アリ

つまり、少なくともこの段階にあつては昭和十五年内の「答申」の宮内大臣への提出が「予定」されていたのである。また、「皇室陵墓令」と「擬陵」との考え方との関係について「議事録」の「質疑・意見」の項に次のような記載がある。

白根委員長 陵墓令ノ解釈迄ハ委員会デスル必要ハナイノデハナイカ

金田委員 然リ、結局擬陵トナル、而シテ擬陵ニ付テハ陵墓令制定当時反対意見ガアツタ、大臣ハ之ヲ押シ切ルカドウカ

芝委員 委員会トシテハ擬陵トスルニ非ズシテ決定文ヲ書クコトハ困難デアアル長慶天皇ガ嵯峨大覚寺デ崩御、慶寿院ニ葬ルナドトハ言ヘヌ

ここにみえる「皇室陵墓令」と「擬陵」との考え方との整合性をめぐる構図は、一言で言えば棚上げということであろう。その方向性は、ひとつには、「皇室陵墓令」と「擬陵」との考え方との関係については、諮問機関である臨時陵墓調査委員会が抱え込むのではなく「答申」がなされた後で宮内省の然るべき部署で検討されるべきであるという方向性であり、もうひとつには、学問上断定できないものを断定できたかのように「答申」することはできないという

方向性である。このふたつの方向性は本来それぞれ全く異なる次元のものと思われるが、「審議」の結果、「本案（引用註、「龍委員作製二係ル答申案私案」）ノ趣旨ヲ以テ答申スルニ意見ノ一致ヲ見タリ」というのである。

なお、右に述べたように同総会では「速記録」が作成されているが、それには、「審議」の冒頭においてなされた白根委員長の発言と、それに続くものと思われる芝委員の発言が載せられているのみで、総会全体からすればごく部分的なものに過ぎない。白根委員長の発言も芝委員の発言も、右にみたふたつの方向性の大枠をそれぞれ述べたものである。

第三十五回総会（昭和十五年十月二十五日）

昭和十五年十月二十五日に開催された第三十五回総会では「発言録」が作成されなかったのに、「議事録」から内容を見ることにしたい。¹⁸ 同総会では「従前ノ意見ヲ纏メタル答申案」が「審議」された。この「従前ノ意見ヲ纏メタル答申案」は、すでに前稿Bの「資料編」で史料七「答申案⑦」として翻刻した。¹⁹ この「答申書」は、「別段ノ意見無ク茲ニ諮問第一号答申案ハ確定ヲ見ルニ至レリ」とされた。

なお同総会では、芝委員・龍委員による「出張報告」もなされた。芝委員は浄住寺・建仁寺・常照寺・東寺・松尾神社（以上京都）、大乘坊（大阪）、葉仙寺・真光寺（以上神戸）等について、龍委員は東大寺・西大寺・唐招提寺・小島寺・玄奘庵・大東家・千鳥家（以上奈良）につ

いて「出張報告」があつたが、その内容等について「議事録」には何も記載がない。

第三十六回總會（昭和十五年十一月二十二日）

昭和十五年十一月二十二日に開催された第三十六回總會では「発言録」が作成されなかつたので、「議事録」から内容をみることにしたい。²⁰なお、同總會では長慶天皇陵に関する「諮問第一号」以外の諮問事項も取り上げられたがここでは触れない。

同總會では辻委員による出張報告があつた。辻委員は、福島県石城郡川前村大字小白井については「上申ノ石碑ハ古クトモ百年位ノモノナリ、上申者猪狩家ハ相当旧家ナリ、本上申ハ牛頭天皇ヌウニ附会セルカ」と、岩手県紫波郡不動村釈迦堂裏の御陵と称するものについては「紫波郡誌所載ノ『五皇女昔物語』ニ出ヅル流され王ニ附会セルモノナリ」と、同県下閉伊郡山口市黒森については「黒森神社ハ南北朝頃ニ出来タル宮カ、棟札アリ、南部封域志、黒森山陵誌ニ垂仁帝皇子是津親ヒナル方ノ伝説アリ、之ヲ長慶天皇ニ附会セルノミ」と、青森県三戸郡向村大字大向長谷御陵・同村大字大向ウバ光塚・同郡留崎村大字泉山泉山御陵については「何レモ偽物ニ依リテ説ヲナスモノナリ」と、同県上北郡七戸町見町住吉御陵については「想像ニ基ク説ナリ」と、同県南津軽郡五郎村大字北中野については「石塔ニ附会セル説ナリ」と、同県弘前市和徳町については「石棺ニ附会セル説ナリ」と、同県中津軽郡相馬村相馬陵墓参考地については「明治初年ノ偽作物ニ基ケル説ナリ」と、同村湯口棺盛山については「実地ニ視察セザルモ根

抛ナキモノナリ」とした。この内相馬陵墓参考地は当時なお宮内省の管理下にあつたものである。辻委員は右のような報告をしたばかりではない。「質疑・意見」の項には次に引いた通りの発言がみられるのである。前後を含めて引用する。

白根委員長 視察ノ地方ニテ運動アリシヤ

辻委員 運動トイフ程ノモノハナカリキ、愚問ニ悩マサル、程度ナリキ

芝委員 参考地（引用註、相馬陵墓参考地）ニ対スル所見如何

辻委員 英断ヲ以テ処分スルヲ要スベシ

金田委員 地方ニテ運動ナキ分ハ処分スルモ可ナラン

相馬陵墓参考地を含めた各地の陵墓伝承についてのこのような姿勢は、臨時陵墓調査委員会では一貫していたと思われるが、長慶天皇陵治定を現実的に見通すことができる段階にあつて、一層その傾向が顕著になつたということなのであろう。

第三十七回・第三十八回総会（昭和十五年十二月二十日・二十一日）

昭和十五年十二月二十日・二十一日に開催された第三十七回・第三十八回総会では「発言録」は作成されなかつたので、「議事録」から内容をみることにしたい。⁽²⁾ 同総会では長慶天皇陵に関する件以外も議題となつたがここでは取り上げない。

同総会では、原田・龍・西田・芝委員による「出張報告」がなされた。原田委員は山梨県南

都留郡明日見村（軽島森）・東桂村（山伏塚）・中野村（藤塚）について、龍委員は山梨県南都留郡明日見村（富士文書）・忍野村（浅間神社）について、西田委員は大阪府北河内郡磐船村（獅子窟寺）・福岡県嘉穂郡千手村（千手寺）について、芝委員は京都府竹野郡間人町砂方・同府磐井郡東本梅町字大内・三重県一志郡多気村（大字下多気・多気城内）・同県南牟婁郡五郷村字寺谷・同県名賀郡神戸村下神戸（テンノウ塚）・愛知県渥美郡杉山村字孝仁について報告したが、「夫々右箇所ハ何レモ採ルニ足ルベキモノナキ趣御報告アリタリ」とされた。

第四十一回総会（昭和十六年三月十日）

昭和十六年三月十日に開催された第四十一回総会には、松平宮内大臣以下、白根委員長、金田・本多・芝・辻・原田・西田・龍委員、和田^(軍二)・高野幹事、山崎^(兼丸)・松井^(彌吉郎)・小川書記が出席し、総ての諮問の「答申」が完了したことについての「大臣挨拶」「委員長挨拶」があり、また「懇談」もなされた。このうち「懇談」は、賜餐の席上なされた。⁽²²⁾

形式上の存続は別として、臨時陵墓調査委員会の実質はここに終了した。ただし右にも述べた通り、長慶天皇陵に関する限り総ての問題が「答申」によって解決されたのではなく、検討されるべき問題が残されていた。それは、右にみた通り「擬陵」との考え方と「皇室陵墓令」第四十四条との整合性の問題である。これが解決されなければ長慶天皇陵の治定はない。以降、長慶天皇陵治定へ向けての道程は次の段階へと移されることになる。

二 「参事官室」の「意見」から宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の「会見」まで

— 岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』より —

臨時陵墓調査委員会は紆余曲折を経つつも、諮問第一号についての「答申」を宮内大臣松平恒雄に提出した。²³ここで取り上げるのは、宮内大臣が「答申」を受け取ってから、どのような道筋を経て宮内大臣による「内奏」に至ったのかということである。それは、すでにみた昭和十五年六月に開催された臨時陵墓調査委員会第三十二回総会で芝委員が「本案ノ程度デ参事官ヲ通過スルカ」(傍点引用者)と、また、同年九月に開催された同じく第三十四回総会で白根委員長が「陵墓令ノ解釈迄ハ委員会デスル必要ハナイノデハナイカ」と述べたように、臨時陵墓調査委員会の「答申」がそのまま宮内大臣による「内奏」に直結するのではなく、臨時陵墓調査委員会の「答申」がなされた後に、例えば「参事官」による「審議」等を経て宮内大臣が「内奏」するという手順が想定されていたということに眼が向けられなければ解決することができない問題である。

本稿ではこれ以降、岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵、分類番号、第一部―〔6〕―20)を主な拠り所として長慶天皇陵の治定に向けた動向についてみることにする。

表1 「岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』目録」

<p>a 「臨時陵墓調査委員会委員長答申書」 昭和十五年十二月二十三日「答申」(臨時陵墓調査委員会委員長↓宮内大臣)</p>	<p>「二皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題」</p>	<p>a 昭和十八年二月十五日「皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題 審議室」 「参照・文字出典」</p>	<p>c 昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室意見」(三一f)と同じ。 d 「墳墓ナクシテ御治定アリタル御陵」(三一g)と同じ。</p>	<p>e 「仲恭天皇陵勘註」(三一j)と同じ。 f 昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室意見」 g 「文字出典」</p>	<p>h 昭和十五年三月三十日「(三月二十七日の本多猶一郎(宮内省参事官)・金田才平(諸陵頭)による二上兵治(宮内省御用掛・枢密顧問官) 邸訪問記録)」</p>	<p>i 昭和十九年三月三十日「(三月二十九日に御追号問題につき次官室にて審議の記録)」 j 昭和十六年九月十日立案同年同月二十七日決裁「慶寿院趾ヲ陵墓参考地トシテ定ムノ件」 k 「昭和十四年以後御治定ノ御墓」</p>	<p>l 「(臨時陵墓調査委員会) 諮問一覽」 m 「(昭和十四~十八年) 墓御治定」</p>	<p>「三勅任参事官会議録」</p>	<p>a 昭和十八年三月一日「長慶天皇陵ノ御治定、皇室陵墓令第四十四条ノ疑義等ニ関スル勅任参事官会議議事録 審議室」(三一b)が添付されている</p>	<p>b 昭和十八年二月二十二日「長慶天皇陵ニ関スル件」(審議室)</p>
--	-----------------------------	--	---	---	--	---	---	--------------------	---	---------------------------------------

<p>〔参考第一号〕</p> <p>c 昭和十五年十二月二十三日「答申」(臨時陵墓調査委員会委員長↓宮内大臣)</p> <p>〔参考第二号〕</p> <p>d 昭和十八年二月十五日「皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題 審議室」(二一aと同じ)</p> <p>e 「参照 文字出典」(二一b)と同じ。</p> <p>f 昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官意見」(二一cと同じ)</p> <p>〔参考第三号〕</p> <p>g 「墳塋ナクシテ御治定アリタル御陵」(二一f)と同じ。</p> <p>h 明治二十二年五月二十五日「諸陵寮議案」(明治二十二年六月三日御裁定)</p> <p>i 「(二)条天皇陵勘註」</p> <p>j 「仲恭天皇陵勘註」(二一e)と同じ。</p> <p>k 明治二十二年七月十一日「諸陵寮議案」</p> <p>l 「崇峻天皇陵勘註」</p> <p>m 「安徳天皇陵勘註」</p> <p>n 明治二十二年七月二十九日「官報抄録」</p>	<p>〔参考第四号〕</p> <p>o 大正五年十月立案同六年七月九日決裁同年同月三十一日裁可「後崇光院太上天皇御陵決定ノ件」(二部あり)</p> <p>昭和十八年八月「大乗院日記目録中長慶天皇ニ関スル記事ノ解釈」(諸陵寮調査)</p>	<p>〔四]審議室、諸陵寮ノ次官室會議〕</p> <p>a 昭和十八年八月十三日「長慶天皇陵ニ関スル件」</p>	<p>〔五]宮内大臣ヨリ總理大臣、枢密院議長ニ対スル内示案〕</p> <p>a 「長慶天皇陵ニ関スル件」(諸陵寮原案)</p> <p>b 「後龜山天皇京都遷幸前後ニ於ケル長慶天皇ノ御動靜及崩御、御斂葬地」</p>
--	--	--	--

- c 昭和十九年一月十日「(宮内大臣内奏案)」(審議室修正案)
d 昭和十九年一月十九日「(寛(枢密院本会議当日宮中東溜ノ間一隅ニテ内閣総理大臣・枢密院議長ト宮内大臣トノ
会見ノ記録等)」(岡本官房主管手記)
e 「(宮内大臣内奏案)」
f 「(宮内大臣内奏案)」(「宮内大臣ヨリ総理及枢府議長ニ手交セルモノ」)
g 「(宮内大臣内奏案)」
h 「臨時陵墓調査委員会成績」
i 「(崇峻天皇陵・安徳天皇陵・仲恭天皇陵)」
j (昭和十九年)二月九日「(臨時陵墓調査委員会における松平恒雄宮内大臣挨拶案)」(大臣官房立案)
k 「(宮内大臣謹話)」(新聞発表)
l 「(宮内大臣謹話)」
m 「(宮内大臣謹話(大臣官房修正案))」
n 「(宮内大臣謹話(案)(諸陵寮原案))」

- ・一～五の区分およびそれぞれのタイトルは原史料による。
・一～五の区分の中のa・b・cは外池による。
・三「勅任参事官会議録」の「参考第一号」～「参考第四号」の区分は原史料による。

『岡本愛祐関係文書目録(近代立法過程研究会収集文書71)』(東京大学法学部附属近代日本
法政史料センター原資料部、一九八九年七月)の「まえがき」によれば、岡本愛祐は明治二十
七年に京都に生れ、大正九年に東京帝国大学法学部法律学科を卒業、その後埼玉県属から埼玉
県警視を経て、大正十二年に東宮侍従兼侍従、昭和二年に皇后宮事務官兼侍従、同九年に宮内

省参事官、同十二年に帝室林野局監理部長、同十九年に内匠頭、兼宮内省警衛局長等、同二十二年に帝室林野局長官、同二十二年の同局廃止まで同職にあり、同二十二年から同二十八年まで参議院議員、同六十三年八月に逝去、九十三歳であった。

また岡本愛祐は、昭和十六年四月一日に臨時陵墓調査委員会委員を仰せ付けられて以降同委員会の委員であった。²⁴これは、同委員会には宮内省参事官が一名加わることになっていたためと考えられ、岡本愛祐は同じく宮内省参事官として同委員であった本多猶一郎との交替によって同委員に就任したとみられる。

さて、『所謂擬陵ノ問題』の内容は表1「岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』目録」の通りであるが、全体が「一臨時陵墓調査委員会委員長答申書」「二皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題」「三勅任参事官会議録」「四審議室、諸陵寮ノ次官室会議」「五宮内大臣ヨリ総理大臣、枢密院議長ニ対スル内示案」に分類され、それぞれに会議等における資料・発言録等が綴り込まれている。本稿でその全部を取り上げられる訳ではないが、「擬陵」との考え方による長慶天皇陵治定の「内奏」について考えるためには、極めて有益な史料が豊かに含まれている。そのことは同時に、岡本愛祐が「擬陵」の問題にそれだけ深く関与していたことをもあらわすものである。

なお岡本愛祐関係文書については、西川誠著「大正後期皇室制度整備と宮内省」(近代日本

研究会編『年報・近代日本研究・20』（山川出版社、一九九八年十一月）所収）が、大正期における皇室制度の整備、中でも「皇室陵墓令」「皇室陵墓令施行規則」等との関連で注目している。

以下、本文中に『所謂擬陵ノ問題』所載の史料を引用・参照する場合、表1に示した記号を（一一a）等として註記することにする。

昭和十五年三月三十日」(二)三月二十七日の本多猶一郎・金田才平による二上兵治邸訪問記録」(一一c)

これは、昭和十五年三月二十七日午後二時に、宮内省参事官本多猶一郎と諸陵頭金田才平が宮内省御用掛・枢密顧問官二上兵治邸を訪問して、「擬陵」等についての二上兵治の「意見を聴いた際の本多猶一郎による記録である。「擬陵」以外の事柄も記されているが、ここでは「擬陵」に関する部分について注目する。また、同年には後にみる「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ昭和十五年参事官室意見」(一一c)も作成されているが、これらの前後関係は明らかでない。

本多参事官と金田諸陵頭は、臨時陵墓調査委員会における「審議」で長慶天皇陵について「所謂擬陵トシテ之ヲ考察スルコトカ皇室陵墓令ノ規定上支障ナキカ否ヤニ関シ同御用掛(引用註、二上兵治)ノ意見ヲ札」すべく、二上兵治邸を訪れた。二上兵治の「意見」は次の通りであった。

皇室陵墓令第四十四条ノ解釈トシテ擬陵ヲ認ムルコトハ必シモ支障アリトハ思料セス然レ共之ニ付テハ臨時陵墓調査委員會ニ於テ相當確固タル信念ニ拠リテ御陵ノ御治定可然トノ答申アルコトヲ前提トスヘキモノニシテ当該委員會ノ意見ニシテ未タソノ域ニ達セサルニモ拘ラス所謂擬陵トシテ御治定ヲ仰クハ如何カト思考ス曩ニ臨時御歴代史実考查委員會ヲ設置セラレ「長慶天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルヘキヤ否ヤ」ニ付慎重審議セラルルヤ当初ハ歴史家ノ意嚮ト法律家ノ立場トノ間ニ少カラサル懸隔アリタルモ結局史實的考証ニ基ク専門家ノ熱烈ナル信念カ総テヲ解決シタル推移ニ鑑ミルモノノ間ノ微妙ナル關係ニ付テハ充分ノ考慮ヲ要スヘシ尚新ニ御陵ヲ宮建セラルルノ意味ニ於テ皇室陵墓令第二十二條ノ解釈ニ拠リ本問題ヲ解決セムトシ或ハ別途皇室令ヲ制定シ或ハ又皇室陵墓令ヲ超越シタル問題トシテ特ニ詔書ノ渙發ヲ奏請シ以テ本問題ヲ解決セムトスルカ如キハ必シモ適當ナリト思料セス

この二上兵治の「意見」の要点は次の通りである。

・「擬陵」は認めるが、臨時陵墓調査委員會が「相當確固タル信念」でなくてはいけない。その域に達していないのに「擬陵」として治定を仰ぐのは如何か。

・臨時御歴代史実考查委員會における長慶天皇の皇統加列をめぐる「審議」でも、「歴史家ノ意嚮」と「法律家ノ立場」に隔たりがあつたが、最後は史實的考証による専門家の「熱烈ナル信念」が総てを解決した。

「信念」との文言が眼を惹く。しかもその「信念」は、「相当確固タル信念」「熱烈ナル信念」でなくてはならない。その「信念」は、臨時御歴代史実考査委員会ですでに發揮されたのであり、臨時陵墓調査委員会でもこれから發揮されなければならなかった。それでなくては「擬陵」の治定はなく、そしてそもそも長慶天皇の皇統加列もなかったというのが二上兵治の「意見」であった。

本多委員と金田委員が二上邸を訪れた昭和十五年三月二十七日は、すでに本稿「一臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から『答申』まで」でみたように、同年三月二十二日に開催された臨時陵墓調査委員会第二十九回總會の直後である。同總會では、慶寿院址を「擬陵」として治定するための「答申案」を具体的に検討するという方向性が打ち出されたが、この二上兵治邸への本多猶一郎と金田才平の訪問は、その「審議」をさらに進めてゆくための重要な手順のひとつであったのである。

また、同年七月十九日に開催された第三十三回總會で金田委員が「結局ハ信念ヲ以テ決スルニ至ルヘシ」（傍点引用者）と発言していることも、「一臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から『答申』まで」で引いた通りである。

昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室意見」(二一C)

これは、「擬陵」についての昭和十五年における「参事官室」の「意見」を記したものである。

以下、その要旨をみる。次の通りである。

「皇室陵墓令」第四十四条は未定の陵墓が将来において治定されることを予定するが、それには遺骸・遺骨を埋葬した「墳塋」の存在が要件である。そもそも「墳塋」とは「墓」と同義であつて、遺骸・遺骨を埋葬した所のことであるのは同令第四十条²⁶の準陵としての「分骨所火葬塚灰塚」の規定によつても明らかである。「沿革」によれば、墳塋は形式の変遷や厚葬思想の推移によつて「墳塋」がない場合すらあるが、それでも考証上徴証が明白ならそれは「墳塋」なのである。

このように述べた後で、「擬陵」について次のように指摘する。引用する。

然ルニ擬陵ハ墳塋ナキ陵トシテ御治定ヲ仰カントスルモノニシテ陵墓令制定以前ニ其ノ例乏シカラストスルモ現制ニ於テ容認シ得サルハ墳塋ノ不存在ナル事実ニ由リ陵トシテ御治定ヲ仰クニ足ルヘキ唯一最大ノ要件ヲ缺クモノト謂フヲ得ルヲ以テナリ
ここに述べられていることは二点にまとめられる。次の通りである。

- ・ 遺骸や遺骨を納めた「墳塋」ではない以上、「擬陵」は治定を仰ぐことはできない。
- ・ かつては「擬陵」が治定された例もあったが、「皇室陵墓令」が制定された以上は認められない。

これによれば、新たな「擬陵」が「皇室陵墓令」下において治定されることはあり得ない。

「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室」から要旨を続けてみることにしたい。

もつとも皇室陵墓令第四十四条を強いて解釈すれば、墳塋としての考証が全くなく勅裁さえあればどんな場所でも陵墓に治定され得るとの規定ということになる。しかしこのような解釈には賛成できないばかりか、同令制定前後の事情を考えても、考証も全くなく勅裁を仰ぎ得るというのなら、当時予想されていた不明の陵墓の総てにこのような取り扱いはしたことであろう。どうしてこの条をそのような趣旨のまま置いておく必要があったのか。特に一条を立てた理由がその他の未定の陵墓について考証の慎重を期すこと²⁶にあったことは、同令第四十五条で勅裁の年月日とその事由を登録に付記することを命じていることに照らして疑いの余地はない。

終始一貫した論旨である。そこに遺骸・遺骨が埋葬されていないのにそこを陵墓として治定を仰ぐことはできないというのが「皇室陵墓令」第四十四条の趣旨だということである。臨時陵墓調査委員会が「擬陵」について「審議」していたのと同じ頃、「参事官室」の「意見」はこのようなまとまっていたのである。

なお右にみた、かつて「擬陵」との考え方による治定の例があったことについては、後で具体的にみることになる。

昭和十六年九月十日立案同年同月二十七日決裁「慶寿院址ヲ陵墓参考地トシテ定ムノ件」(二―一)

これは、慶寿院址が長慶天皇陵として治定されるのに先立って、陵墓参考地と定められるに際しての土地購入とそれに関連する予算措置を求める文書の写である。この文書の標題は原文書では「京都府右京区嵯峨天龍寺角倉町所在慶寿院址ヲ陵墓参考地トシテ定ムノ件」である。そうしてみれば、「慶寿院址」が「陵墓参考地トシテ定」めることがこの文書の主題かとも思われるがそうではない。「慶寿院址」を「陵墓参考地トシテ定」めることを前提とした上での予算措置の是非がこの文書の主題である。本文に次のようにある通りである。

旧慶寿院ハ長慶天皇トノ御由緒最モ深キ所ニシテ今日院址ヲ以テ長慶天皇ノ御陵所ニ擬スルノ説有之且ツ同所ニ長慶天皇皇子承朝墓ノ存スヘキハ疑フヘカラサル所ナルヲ以テ右慶寿院址ノ主要部分ヲ一応陵墓参考地トシテ保有スルヲ適當ト被認候ニ付明年度ニ於テ右慶寿院址ノ中左記土地ヲ購入致度候条御認可相成度仰高裁候

(付箋)「本件陵墓参考地トシテ土地購入ヲ十七年度予算ニ計上スルコトノ御認可ヲ得ントスルモノニ有之予算ヲ拘束スルモノニアラズト解ス根白」

なお、この土地購入を経て同地が陵墓参考地とされたことについては、後にみる昭和十八年三月一日「長慶天皇陵ノ御治定、皇室陵墓令第四十四条ノ疑義ニ関スル勅任参事官会議事録 審議室」(二一a)に、岡本主管による「前例ニ依り他人ノ土地ニシテ現状ハ家屋カ建テアルモ宮内省ニ於テ之ヲ陵墓参考地ト認定スレハ即チ陵墓参考地タル効力ヲ發生三」トナスモ余

ハ反対意見ヲ有ス」との発言がみられる。

この陵墓参考地の名称は「下嵯峨陵墓参考地」である。

昭和十八年二月十五日「皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題 審議室」(二一a)

これは、昭和十八年二月十五日における「審議室」による「擬陵」についての会議の記録であり、まず臨時陵墓調査委員会委員長による「答申」の内容を総覧した後で、その要旨を次のようにまとめている。

(一)長慶天皇ノ御墳塋ハ遂ニ之ヲ発見スルコト能ハサルコト

(二)崩御当時ノ御座所及崩御前御入洛ノコトヲ明記セルモノナシト雖モ諸種ノ事情ヨリ推論シ且ツ長慶天皇ノ御別号慶寿院ヨリ推考シテ嵯峨ナル慶寿院趾ヲ最モ有力ナル御斂葬地ト解スルコト

(三)「現下長慶天皇ノ御陵所ヲ御治定相成ルヘキニ於テハ」慶寿院趾ニ御陵ヲ定メラル、ヲ最モ妥当ナリト認ムルコト

その上でさらに「答申」全体の趣旨について次のように述べる。

結局従前不明ナリシ長慶天皇ノ御墳塋ハ遂ニ発見スルコト能ハス将来モ亦恐クハ発見不能ナルヘキカ故ニ現下ソノ御陵ヲ御治定相成ルニ於テハ諸種ノ事情ニ由リソノ斂葬地ナルヘシト推考セラル、慶寿院趾ニ所謂擬陵ヲ定メラル、ヨリ外ナシトスルモノト解スヘシ

ここで最も重要な点は、臨時陵墓調査委員会委員長による「答申」が述べる長慶天皇陵の治定、つまり「将来モ恐クハ発見不能」な「御陵」の「御治定」を、「斂葬地」と「推考」される「慶寿院址」に「擬陵ヲ定メラル、ヨリ外ナシ」と述べることである。つまり、「擬陵」はやむを得ない選択であるが許されるというのである。

ここで改めて指摘すれば、この「擬陵」との文言は、宮内大臣に提出された「答申」にはもとより臨時陵墓調査委員会での「調査」「審議」の過程における「答申案」でもその文言として用いられることはなかった。「擬陵」との考え方に基かなければ慶寿院址を長慶天皇陵とする「答申」が作成されることはなかったのではあるが、それでも「擬陵」との文言は表面にあらわれることは決してなかったのである。

ここで問題とされたのは、「皇室陵墓令」下において「擬陵」との考え方による陵墓の治定は許されるのかということであった。さきに本稿「一臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から『答申』まで」でみたように、臨時陵墓調査委員会で棚上げされていたこの問題が「審議室」では議論の正面に据えられたのである。

論点を順にみることにしたい。

本文では「皇室陵墓令」第一条と第二条が引用されている。「皇室陵墓令ニハ第一条『天皇太皇太后皇太后皇后ノ墳塋ヲ陵トス』第二条『皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親

王王妃女王ノ墳塋ヲ墓トス」(圈点は原文のママ)とする通りである。

ここにみえる「陵」「墓」はいずれも「墳塋」でなければならぬ。その「墳塋」の意味は「御方方ノ御遺骸又ハ御遺骨ヲ斂葬シタル場所」のことであり、一般のいわゆる「墳墓」の觀念と全く違わないというのがこれらの条文の示すところだとする。

ところがそれに続けて次のように述べる。大正十五年十月二十一日の「皇室陵墓令」公布以前には、「墳塋」がなく治定された例はあるというのである。引用する。

然レトモ従前ノ陵墓中ニハ御方方ノ御遺骸又ハ御遺骨斂葬ノ事實甚タ明カナラサルニ拘ラス敢テ之ヲ陵墓トシテ御治定アリタルモノ相当数ニ上ルト雖モ是等モ亦現陵墓制度上陵墓タルヲ失ハス従前墳塋ナクシテ御治定アリタル陵ノ数例左ノ如シ

一、桓武天皇柏原陵(円形) 明治十三年御治定

陵ハ壊滅セシモノト考ヘラル、ニ由リ陵ノアリシ跡ト考ヘラル、三人屋敷ノ地ニ就テ陵域ヲ定ム

二、景行天皇皇后播磨稻日太郎姫命日岡陵(前方後円) 明治十六年御治定

御遺骸ヲ得サリニ由リ皇后ノ御物(匣ト襖)ヲ葬リシ所ヲ以テ陵トス

三、崇峻天皇倉梯岡上陵(円形) 明治二十二年御治定

陵ハ夙ク湮滅セシモノト考ヘラル、ニ由リ天皇ノ皇居ナリシ柴垣宮ノ旧地及天皇屋

敷ト伝ヘラル、両地ヲ一廓トシテ陵域ヲ定ム

四、二条天皇香隆寺陵（円墳）明治二十二年御治定

陵所香隆寺址モ痕跡ヲ留メサルニ由リ香隆寺ノ中心部ト考ヘラル、地域付近ノ良地ヲ相シテ陵域ヲ定ム

五、安徳天皇阿弥陀寺陵（円墳）明治二十二年御治定

天皇崩御ノ後八年崩御ノ処ニ一堂ヲ建テ御陵ニ擬セラレタルニ由リ其堂ヲ以テ陵トス

六、仲恭天皇九条陵（円墳）明治二十二年御治定

陵所所伝ナキニ由リ後在所九条殿ニ因ミテ凡九条ニ相当スル東山東福寺ノ山中ノ淨地ヲトシテ陵域ヲ定ム

七、光明天皇大光明寺陵（円墳空堀）明治二十二年御治定一陵一墓御同域

陵ハ湮滅シタルニ由リ陵所大光明寺ノ故地内ノ淨地ヲ選ヒテ陵域ヲ定ム

然ラハ即チ現陵墓制度上ニ於ケル陵墓ノ觀念ニハ異例トシテ眞実ナル墳塋ナキ陵墓即チ所謂擬陵ヲモ含有スルモノト解セサルヲ得サルヘク從テ今後ニ於テモ所謂擬陵ヲ御治定相成ルコトアラハ觀念上ハ亦同様陵墓ナリト謂フニ妨ナキモノト謂ハサルヘカラス

ここにみえるのは「擬陵」容認論である。過去における「擬陵」も将来における「擬陵」も

認められるというのである。

ただし本稿「一臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から『答申』まで」でみた「皇室陵墓令」第四十四条との関係についてはどうか。臨時陵墓調査委員会は、このことが大きな問題となり得ることを充分認識しつつも、敢えてこの点に深入りせず棚上げしたまま宮内大臣への「答申」を完成させたのであった。そうであればこそこの問題について「審議室」が取り組み、長慶天皇陵治定へ向けての見通しを立てる必要があったのである。

しかし、「皇室陵墓令」第四十四条が存在する限り不明の陵墓を決定するには同条に拠るばかりはなく、従ってその場合「擬陵」との考え方が入り込む余地はないのである。右の引用の後に「現ニ昭和十五年当時ノ参事官室ノ意見ハ別紙ノ通ナリ」とする通りである。この「別紙」とは、すでにみた昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室意見」(二一c)である。さらに続けて以下のように述べる。要旨を記す。

大正十五年十月の「皇室陵墓令」制定当時に遡っても、「立案」「審議」の経緯をめぐる資料はほとんど残存せず、「擬陵」についてどのように考えていたかは全くわからない。しかし同第四十四条が従前の例にかかわらず将来の「擬陵」との考え方による「治定」を否定する趣旨であるかという疑問がある。

もし「皇室陵墓令」制定後には「擬陵」を廃止する趣旨であれば、少なくとも重大事につい

ては審議経過を記録に留めたであろうし、同令義解にはその趣旨を明記したであろうと推測される。

ところが同令義解はその制定の趣旨を、従来不備であった陵墓の制を定め闕典を補うためとするものの、その要点を挙げた中に「擬陵」の問題に言及せず、第四十四条の義解も何も触れない。恐らく「擬陵」の問題について先例を変更しようとする意図はなく、同条はただ陵墓治定の従前の取扱例を法文化したものと推測される。

このように述べた上で、なぜ「皇室陵墓令」は「擬陵」を勅裁を経て治定することを規定しなかったのかについて次のように述べる。引用する。

法律的ニ云ハハ擬陵ハ固ト陵墓ノ性質上既ニ眞箇ノ陵墓ト謂フヘカラス之アルハ全ク已ムヲ得サルニ出ツルノ擬制ニシテ本来公然ノ議タルヘキニ非ス、従テ従前ノ所謂擬陵ニ於テモ實質ニ於テハ擬陵タルトスルモ其ノ外ニ頭ハル、所ハ擬陵トシテ扱ハス前提トシテ其ノ箇所ニ墳塋ノ存スルモノト推定又ハ擬制シテ之ヲ陵墓ニ御治定ヲ仰クコト眞陵ノ場合ト区別ナカリシナリ 故ニ法律論トシテハ兎モ角現在ノ陵墓制度上ノ取扱トシテハ擬陵ハ嘗テモ存在セス今後モ亦然リト謂フヘク皇室陵墓令ノ明文ニ於テ擬陵ノ問題ニ毫モ触ル、所ナキハ蓋シ当然ナリト謂フヘシ

ここに「擬陵」は、「現在ノ陵墓制度上」においては「嘗テモ存在セス今後モ亦然リ」とさ

れた。臨時陵墓調査委員会による「答申」に「擬陵」との文言が全くみえないことと通底する考え方である。

それにしても、「擬陵」との考え方を「存在セズ」とまで突き放したところで、否応なく問題とせざるを得ないのはその濫用である。「皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題」はその末尾で以下のように述べる。引用する。

- (一) 所謂擬陵ハ御方方ノ御遺骸又ハ御遺骨ヲ斂葬シタル墳塋又ハ御斂葬地カ不明ナル場合ノ対策ナルヲ以テ真箇ノ墳塋ノ他ニ存セサルヘキコトニ付十分ナル精査考証ヲ必要トスヘシ
 - (二) 所謂擬陵ハ真実ノ陵墓ノ最モアリ得ヘキ場所ニ之ヲ擬スルヲ相当トスヘキカ故ニ御方方ノ御事績御縁故ノ点ヲ厳密ニ考証シ之ト密接不離ノ関連アルコトヲ論証スルコトヲ要スヘシ
シ単ニ推測ヲ重ネテ一般ヲ首肯セシメ得サル箇所ヲ選定スルコトハ最モ嚴戒スヘキナリ
 - (三) 所謂擬陵ハ之ヲ御治定相成ルヘキ必要カ擬陵ナル変則ヲ避クルコトヨリ大ナル場合ニ起ル問題ナルヘキヲ以テ真ニ御治定ノ已ムヲ得サルヤ否ニ付慎重ナル検討ヲ加フルヲ忽ニスヘカラス
- 斯カル制約ノ下ニ所謂擬陵御治定ノコトヲ論スルニ於テハ其ノ放漫ヲ虞ル、ノ要ナカルヘシ

臨時陵墓調査委員会が棚上げした「擬陵」の問題ではあったが、昭和十八年二月の段階で審

議室がたどり着いた結論は右の通りのものであった。この背景にあるのは、実質上の「擬陵」である長慶天皇陵の速やかな治定への方向性である。

昭和十八年三月一日「長慶天皇陵ノ御治定、皇室陵墓令第四十四条ノ疑義ニ関スル勅任参事官會議事録 審議室」(二一a)

これは昭和十八年三月一日に、白根次官、木下・三浦・岩波・大金・岡本勅任参事官、金田諸陵頭、和田諸陵寮考証官、城参事官が次官室に会合し、「長慶天皇ノ御治定、皇室陵墓令第四十四条ノ解釈等ニ関シ審議」した際の発言録である。

なおこれには、表1「岡本愛祐関係文書『所謂擬陵ノ問題』目録」にみえる通り、昭和十八年二月二十二日「長慶天皇陵に關スル件」(審議室)(三一b)と「参考第一号」(「参考第四号」に含まれる各文書(三一c)が添付されている。ここではそれらを含めて取り上げる。

まず、「勅任参事官會議」の内容についてみる。まず木下勅任参事官が臨時陸墓調査委員会による「調査」「審議」について「費用等ニ制限ヲ受クルカ如キコトノ為ニ調査不充分ナルマ、ニ答申ヲ急キタルカ如キコトナキヤ」と質問した。それに対して和田考証官は次のように答えた。

和田考証官 委員会トシテハ資料ヲ全部網羅シ之ヲ調査シ尽シタリトハ到底云ヒ得サルモ
既ニ知り得タル重要ナルモノニ付テハ十分之力調査研究ヲ遂ケ得タリト謂ヒテ憚カラス今

後二於テ偶然ノ機会ニ若シ何等カノ新資料発見セラル、カ如キコトアルヤモ計ラレサルモ其ノ新資料ハ重要ナルモノニハ非サルヘシ
木下勅任参事官のこの質問は痛烈であるが、それにしても和田考証官の説明もいかにも苦しい弁明に聞こえる。

これに続けて岡本主管は、臨時陸墓調査委員会による「答申」の弱点を衝いた。

岡本主管（略）答申ハ結論ニ至ル迄多クノ推察ヲ重ネ居リ多少不安ノ点ナキニ非ス、長慶院カ長慶天皇ノ御称号タルコトハ疑ナキモ、慶寿院ハ後龜山天皇ノ御称号ナリトスル説ナキヤ、長慶天皇ト慶寿院トハ同一ノ御方ナルコトニハ少シモ疑ナキヤ

和田考証官はこれに対して、「考証的ニ」詳述した。また、大金参事官は次のように質問した。

大金参事官 長慶天皇ノ御在所タリシ慶寿院ト今日陞地判明セリト謂フ慶寿院トハ同一ノ場所タルコト疑ナキヤ

これについても和田考証官は「考証的ニ」詳しく説明した。さらに、三浦参事官は次のように述べる。

三浦参事官 余ノ諸陵寮在任時代ノ経験ニ依レハ考証ナルモノニ付テハ論理的ニ之ヲ見レハ不安ナル点多キヲ免レス

これは、和田考証官による「考証」そのものへの批判とみることができるとして、その慶

寿院趾について金田諸陵頭は次のように説明する。

金田諸陵頭 既ニ土地購入建物取払ヒヲ終リ林野局ヨリ陵墓参考地トシテ諸陵寮ニ移管ヲ

受ケタリ今後ハ整地ヲ為シ外廓ヲ設ケ瑩域タルヘキ部分ハ浄土ヲ入レ換フル心算ナリ

ここにみえるのは、まさに天皇陵の造り方ともいふべき具体的な手順である。それにしても

「瑩域タルヘキ部分ハ浄土ヲ入レ換フル」とは、まさに「擬陵」の造り方である。

ただし、次の白根次官と岡本主管の発言は新規の陵墓参考地、つまり、後に長慶天皇陵に決定される下嵯峨陵墓参考地決定の手続きについての意見である。他の陵墓参考地決定の手続きの例が知られないのでこれらの意見の本質は必ずしも明らかにし得ないが、左に引用する。

次官 陵墓参考地トシテ土地購入ヲ為スコトニ付経伺ヲ為セハ特別ノ手續ヲ為サス陵墓参

考地ニナルト謂フコトハ可怪シキコト、思フモ従前ノ例モ左様ニナリ居ルトノコトナリ

主管 諸陵寮ノ意見ニ依レハ前例ニ依リ他人ノ土地ニシテ現状ハ家屋カ建テアルモ宮内省

ニ於テ之ヲ陵墓参考地ト認定スレハ即チ陵墓参考地タル効力ヲ発生□トナスモ余ハ反対意

見ヲ有ス、此ノ点ハ更メテ研究ヲ要スルコト、思料ス

さらに、大金参事官は慶寿院趾地の発掘に言及する。

大金参事官 慶寿院趾地ヲ掘ツテ見テハ如何何カ参考ニナルモノヲ発見シ得ルニ非サルカ

これについての金田諸陵頭の発言は次の通りである。

諸陵頭 研究上二方法タルヘシ尤モ趾地ノ大部分ハ住宅アリタル所ナル故既ニ相当掘ラレタルモノト考ヘラル唯神聖⁽⁷⁾ル地域トシテ庭園ノ一部ニ残サレアル部分ハ従来手ヲツケラレタルコトナキ模様ナルモコノ部分ハ瑩域タル予定地ナレハ浄土ヲ入レ換フルヲ要スヘク従テ其ノ部分ハ必ス掘ルコト、ナルヘシ

しかし考えてもみれば、遺骸・遺骨が埋葬されていない「擬陵」であればこそ「掘ル」ことなど必要ない筈である。何を求めて「掘ル」のか、あるいは「掘ル」こと自体が必要であったのか、右の発言からは明らかでない。

さて次には、「擬陵」あるいは「皇室陵墓令」第四十四条をめぐつての問題である。岡本主管は「参考第二号」を引いて「審議室」がすでに「皇室陵墓令」第四十四条は「必シモ将来ニ於ケル所謂擬陵ノ御治定ヲ特ニ制止スル趣旨ニ非ス」との結論を得ていると述べる。つまりここで岡本主管が「参考第二号」から引いたのは、昭和十八年二月十五日「皇室陵墓令下ニ於ケル所謂擬陵ノ問題 審議室」(二一—d)であったのである。また、岡本主管は同時に「参考第二号」から昭和十五年「現制上擬陵ハ容認シ得ルヤ 参事官室意見」(二一—f)をも引いて、「其ノ(引用註、昭和十五年における「参事官室」の)見解ハ余リニ窮屈ニ過キタルモノアリ」ともするのである。

このような昭和十五年における「参事官室意見」を否定する見解は、少なくともこの「勅任

参事官会議」においては支配的であつた。関連する発言を摘記すれば次のとおりである。

・大金参事官 奈良県で遺骸は山上に葬り墓は山麓に設ける例が多いことを挙げて、「斂葬ノ場所ト墳墓トハ場所異ルコト必シモ不可ニ非サルヘシ」とする。

・三浦参事官 遺骸・遺骨ばかりでなく遺物を葬つた場所を発掘しても墳墓発掘罪となる。今日戦死者等で遺骸・遺骨のない者も多い。そして、「若シ遺骸ソノモノヲ埋葬シタル地ノミヲ墓ト限定スル考ニ依レハ左様ナルモノニ付テハ墳墓ハ作レヌコト、ナル、墳墓ノ觀念ヲ嚴格ニ解スルノ不可ナル一理由タルヘシ」と述べる。

かくて、「勅任参事官会議」は臨時陵墓調査委員会による「答申」の趣旨を諒とし、勅任参事官（岩波・三浦・木下・大金参事官）による「委員会（引用註、臨時陵墓調査委員会）ノ答申モアリ事茲ニ至リタル上ハ御陵御治定相成ルコト然ルヘキモノト思料ス」との発言で一致した。さらに岡本主管からは、宮内大臣は枢密院副議長に二三の顧問官や文部次官等による委員会を構成してこれに諮問することが万全の策と考えるが、天皇陵の治定について枢密院に諮問した例はないと説明し、参事官一同は枢密院への諮問を仰がないこととしたのである。

なお、「参考第三号」のうち「二条天皇陵勘註」（三一一i）「仲恭天皇陵勘註」（三一一j）「崇峻天皇陵勘註」（三一一k）「安徳天皇陵勘註」（三一一m）と「参考第四号」の大正五年十月立案同六年七月九日決裁同月三十一日裁可「後崇光院太上天皇御陵決定ノ件」（三一一o）は、長慶

天皇陵の治定へ向けての動向の中で、特に「擬陵」との考え方との関連において、また、直近の天皇陵治定の例として注目されたものであり、左に引くことにしたい。

「二条天皇陵勸註」(三一―一)

二条院天皇香隆寺陵

山城国葛野郡

顕廣王記永万元年七月二十九日丙子去暁新院遂以崩押小路東洞院亭御年二去三月以後于今不予也

八月七日癸未先皇御葬送也高隆寺原云々十月十五日辛卯右大臣被参高野廟是二条院御髮為奉収

彼山云々堀川院例也

一代要記永万元年六月聖体不予七月二十五日頓有増氣仍直讓位 同二十九日為太上天皇号二条院同月崩寿二十三八月七日葬香隆寺良野

百練抄仁安元年七月二十六日奉為二条院於香隆寺供養一堂右大臣以下参行 嘉応二年五月十七日二条院御骨自香隆寺本堂渡三昧堂件堂以二条皇后崩御殿左大臣渡造之

天文本拾芥抄香隆寺今日松原

謹案スルニ本陵ハ京都府下山城国葛野郡松原香隆寺又高隆寺トモ云三昧堂ノ旧趾ニ在ルヘキヲ其寺跡地名共廢絶シテ分明ナラサレハ未定陵ノ一ナリシヲ以テ今実地ニ臨ミ之ヲ檢覈スル

ニ先ツ香隆寺跡ノ中点ト覺シキ所ヲ標定スルヲ必要トスヘシト考ヘ乃チ中右記ニ白河院天皇御葬送ノコトヲ記セル至御墓所香隆寺乾野云々御墓所ハ衣笠岳之東下云々ノ文ニ拠テ現在ノ白河院御火葬所ヨリ東角ニ方位ヲ取り又同書ニ堀河院天皇御送葬ノコトヲ記セル北行至高隆寺坤方野云々ノ文ニ拠リ現在ノ堀河院御火葬所ヨリ丑寅ニ線路ヲ弘テ之ヲ量ルニ別紙略図ノ如ク一条通ノ北平野神社ノ西南松原村民居ノ東ニ当ル辺コソ此寺ノ旧趾即チ中点ナルヘケレ然ルニ此辺ハ悉皆田畠ニ鋤返シ或ハ屋敷トナシテ土地ノ字サヘ亡ヒ果曾テ痕跡ヲモ留サレハ之ヲ如何トモスルコト能ハス故ニ今日ニ在テハ良地ヲトシテ修陵ノ外ナカルヘシト断案シ地勢ヲ相スルニ其ヤ、西北ノ方大北山村（元松原村）字宇多川ニ於テ一層小高キ茶畑ヲ適當ノ地所ト認メタレハ此地ニ就テ凡三十間四方ヲ陵域ニ定メ修繕相成然ルヘキカ尚同天皇御火葬所ハ此香隆寺跡ヨリ丑寅ニ当レル地ニ就テ求ムヘシ

ここで注目されるのは、諸史料の検討の結果該当する地の見当をつけたものの、「此辺ハ悉皆田畠ニ鋤返シ或ハ屋敷トナシテ土地ノ字サヘ亡ヒ果曾テ痕跡ヲモ留サレハ之ヲ如何トモスルコト能ハ」ざるので、こうなった上は「良地ヲトシテ修陵ノ外ナカルヘシ」と「断案」し、その上で「大北山村（元松原村）字宇多川ニ於テ一層小高キ茶畑ヲ適當ノ地所ト認メタレハ此地ニ就テ凡三十間四方ヲ陵域ニ定メ修繕相成然ルヘキカ」とすることである。当然その地に、

二条天皇の遺骸・遺骨が存することは期待されていないのである。

「仲恭天皇陵勘註」(三一—)

九条陵勘註

仲恭天皇御陵

百練抄文暦元年五月二十日戊午廢帝崩御是佐渡院御子御母儀東一条院也承久乱逆之後御同所于女院九条殿御心勞之外無他御年十七未及御首服

類聚大補任天福二年五月二十日崩十七終無御元服同二十三日辛酉葬

謹案スルニ此天皇崩後御葬送ノ事ニ関シタル載籍ハ前文ニ挙ケタルノミニテ他ニ徵拠トナスヘキ明文ナシ一説ニ山城国伏見街道ノ塚本社ノ古冢ヲ旧來廢帝塚ト呼ヘルヲ以テ此御陵ノ如ク言ヒナセトモ畢竟想像ノミニテ何タル謂レモナシサレハ此御陵ハ最前ヨリ明瞭ナラサルコト疑ヒナカルヘシ故ニ今此天皇ノ九条殿ニ御座シ且ツ茲ニ崩御アラレタルニ因ミテ凡九条ニ相当スル東山東福寺ノ官山中清潔ノ地即チ皇嘉門院御陵東ノ頂上ニ於テ凡四十間四方ノ地域ヲ定メ御本陵トシテ修営相成然ルヘキカ

ここで注目されるのは、諸史料を博搜しても関連文献を見出すことはできず、「今此天皇（引用註、仲恭天皇）ノ九条殿ニ御座シ且ツ茲ニ崩御アラレタル」に「因」んで、「凡九条ニ相当スル東山東福寺ノ官山中清潔ノ地即チ皇嘉門院御陵東ノ頂上ニ於テ凡四十間四方ノ地域ヲ定

メ御本陵トシテ修營相成然ルヘキカ」とすることである。当然その地に、仲恭天皇の遺骸・遺骨が存することは期待されていなかったのである。

「崇峻天皇陵勘註」(三一—)

崇峻天皇倉梯岡陵

大和国十市郡

日本紀泊瀬部天皇崇峻五年十一月癸卯朔乙巳馬子宿禰詐於群臣曰今日進東国之調乃使東漢直駒弑于天皇是日葬天皇于倉梯岡陵

古事記長谷部若雀天皇坐倉椅柴垣宮治天下御陵在倉椅岡上也

諸陵式倉梯岡陵倉梯宮御宇崇峻天皇在大和国十市郡無陵地并陵戸

謹テ案スルニ本陵ハ奈良県下大和国十市郡倉橋村ニアルヘク即チ倉梯ノ名称ハ村号ニ存在シタレトモ陵地ノ所在タル諸説紛々トシテ一ナラス実地ニ就テ搜索ヲ尽セトモ遂ニ認得スルニ至ラサルハ蓋シ昔時ニ於テ已湮滅ニ属セシナラン延喜式ハ弘仁貞観ノ二式ヲ合シテ撰録セル書ナリ其諸陵式ノ所載ニ無陵地並陵戸ト云ヘリ是レ式修撰以前ニ於テ埋没セシ明証ナリ喪葬令ニ凡先皇置陵戸令守非陵戸令守者十年一替トミエタリ又諸陵式ニ凡諸陵墓ハ毎年二月十日差遣官人巡檢其兆域垣溝若有損壞者令守戸修理專当官人巡加檢校ト云ヘリ如此ナレハ陵地現存シタランニハ何ソ兆域ヲ定メ陵戸ヲ置カサル理アラン然

ルヲ無陵地並陵戸ト云ヘリ是昔時ニ在テ已ニ湮滅セリト云フニ非スヤ又日本紀ニ抛ルニ
当帝ハ尋常ノ崩御ニアラス且御葬ニ於ケルモ比例無キ薄葬ナリシカハ宮陵ノ卑小ナル論
ヲ俟タス特ニ有司モ逆臣馬子ノ暴威ニ怖レテ掌典タル所ノ陵戸兆域ノ点定ヲモ行ナヒ得
サリシハ疑フヘカラサル事実ナリ如此ナレハ数年ナラスシテ埋没ニ属セサル理ナランヤ
実ニ慨嘆痛憤ノ至リナリ是即チ式条ニ無陵地並陵戸ト記載セル所以ナリ上件ノ次第ナル
ヲ以テ猶熟考スルニ今倉梯村ニ皇居ナリシ柴垣宮旧地ト称スル小丘アリ老樹鬱蒼トシテ
傍ラ二十二社権現ノ小祠モアリ又接近ノ地ニ天皇屋敷ト称スル小地モアリ此所ニハ天皇
ノ礼牌モ安シタル小堂アリ往時ハ金福寺ト云フ僧坊モアリシナルヲ如此字ヲ天皇屋敷ト
称シ或ハ柴垣宮旧地ト伝称シ来リタルハ全ク輓近ノ口碑ニアラスシテ必ズ抛ルヘキ所ア
ル古伝ナリ然レハ此両地ヲ一廓トシテ本陵ト定メ修営相成然ルヘキカ但民家一戸村祠一
宇ハ他ニ移転セサルヲ得サルヘシ

ここで注目されるのは、諸史料に明らかな通り、「当帝（引用註、崇峻天皇）ハ尋常ノ崩御
ニアラス且御葬ニ於ケルモ比例無キ薄葬」であり、また「特ニ有司モ逆臣馬子ノ暴威ニ怖レテ
掌典タル所ノ陵戸兆域ノ点定ヲモ行ナヒ得サリシハ疑フヘカラサル事実」であるから、その陵
も「数年ナラスシテ埋没ニ属セサル理ナランヤ」と考えられる。そうであれば、「今倉梯村ニ
皇居ナリシ柴垣宮旧地ト称スル小丘アリ老樹鬱蒼トシテ傍ラ二十二社権現ノ小祠」と「天皇屋

敷ト称スル小地モアリ此所ニハ天皇ノ礼牌モ安シタル小堂」があるので、「此両地ヲ一廓トシテ本陵ト定メ修宮相成然ルヘキカ」とすることである。当然、その地に、崇峻天皇の遺骸・遺骨が存することは期待されていないのである。

〔安徳天皇陵勸註〕（三一〇）

安徳天皇阿弥陀寺陵

長門国豊浦郡赤間関

玉海元暦二年四月四日^{丁巳}雨下頭弁光雅朝臣来臨仰云院宣云追討大将軍義経去夜進飛脚^{相副}

申云去三月二十四日午刻於長門国^{浦合}浦合^{於海上}戰^{合戰}自午正至晡時云伐取之者云生取之輩不知

其数宝物等御座之由同所申上也但旧主御事不分明云々

文治三年四月二十三日^{甲午}天晴此日被下先朝諡号^{延曆}勸^{刻也}上卿權大納言実家卿健久二年閏十二

月十四日^{戊午}未刻参院以資実人見参崇徳院竝安徳天皇等崩御之所建一堂可資彼御菩提並凶命

之士卒滅罪之勝因事可申沙汰之由仰泰経了二十二日^{丙寅}未刻参院召文書次第定申之^{取条詞可被鎮}

^{天皇怨靈}各定申畢仰左大弁直令奏定趣一安徳天皇御事長門国一堂事一同可然国忌山陵事同然^{謝崇徳院安徳}

但可依崇徳院例依不擬神社無奉幣之沙汰也

二十八日^{壬申}今日以宗頼被仰条々事等又長門国可建一堂之由可宣下者皆任御定可宣下之由仰

了

百練抄文治元年三月二十四日丁未於長門国門司関為源軍平氏悉被賣落了前帝外祖母二品奉抱幼主没海中同三年四月二十三日甲午権大納言実家卿参入行尊号事先帝号安徳天皇

謹案スルニ本陵ハ前文ニ記セル如ク長門国团浦崩御ノ所ニ於テ一堂ヲ建テ御陵ニ擬セラレタル趣ナリサレハ今山口県下ナル官幣中社赤間宮境内旧御影堂敷地ハ即チ其一堂ナルコト明瞭ナレハコレヲ同天皇阿弥陀寺陵ニ決定セラレテ然ルヘキカ

ここで注目されるのは、諸史料に明らかな通り、安徳天皇は海中に没して崩御し、「長門国团浦崩御ノ所ニ於テ一堂ヲ建テ御陵ニ擬セラレタル趣」であるから、「官幣中社赤間宮境内旧御影堂敷地ハ即チ其一堂ナルコト明瞭ナレハコレヲ同天皇阿弥陀寺陵ニ決定セラレテ然ルヘキカ」とすることである。当然その地に、安徳天皇の遺骸・遺骨が存することは期待されていないのである。

大正五年十月立案同六年七月九日決裁同月三十一日裁可「後崇光院太上天皇御陵決定ノ件」

(三一〇)

大正六年七月三十一日御裁可

可

一後崇光院太上天皇御陵決定ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正六年七月二十七日

宮内大臣子爵波多野敬直(花押)

立案 大正五年十月 日

諸陵頭○

宮内事務官

五味

増田

本多

決裁 大正六年七月九日

大臣野波多

総務課長

久敬

次官石原

調査課長

吉田

浅田

後崇光院太上天皇御陵決定ノ件

後崇光院太上天皇ハ崇光院天皇ノ皇孫ニシテ榮仁親王ノ庶長子ナリ文中元年御誕生応永二十四年伏見宮治仁王ノ後ヲ承ケ伏見宮ヲ御相続アリテ後小松院天皇ノ御猶子トナル同シク三十二年親王宣下アリシカ間モナク落飾シ給フ文安四年後花園天皇ノ御父タルノ故ヲ以テ太上天皇ノ尊号ヲ上ラレ康正二年宝算八十五歳ヲ以テ崩御アラセラル追号シテ後崇光院太上天皇ト申ス太上天皇ハ康正二年ノ八月二十九日ニ京都一条東洞院ノ仙洞御所ニ於テ崩御同シク九

月四日伏見大光明寺ニ於テ御荼毘並ニ御拾骨ノ御式ヲ行ハセ給ヒシコトハ當時大外記タリシ中原師郷ノ日記ニ拠リテ明瞭ナリ御納骨ノ事ハ當時ノ記録缺ケタレド伏見月橋院ノ過去帳ニ後崇光院太上天皇略中松林院ニ御墓所有之トアリ月橋院ハ指月庵ノ後身ニテ指月庵ハ榮仁親王以來伏見宮ノ別邸トシテ太上天皇ハ此ノ庵ニテ御出家閑居アリシ所今モ尚御位牌ヲ安置セリ松林院ハ伏見町字本材木町ニ在リテ伏見殿下ノ御所ノ跡ニ建テラレタルモノナリ其ノ境内ニ塚アリ月橋院ノ過去帳ニ御墓所有之トアルハ即之ヲ謂フナリ其ノ院ノ伝フル所ニヨレハ太上天皇崩御ノ後近侍ノ女房尼トナリテ御陵ノ付近ニ庵室ヲ結ヒ御位牌ヲ奉安シテ日夜之ニ奉仕シ又御陵ノ掃守ニ力メシカ其ノ尼身マカリテ後ハ其ノ弟子尼之ヲ繼承セシニ當時兵乱打続キ維持困難ニ陥リ二三代ノ後終ニ廢庵ニ歸シタリ時ニ下鳥羽ニ松林院ト呼フ一寺アリ松永彈正ノ乱ニ兵火ニ罹リテ鳥有ニ歸シタルヲ伏見ノ有志相謀リ其ノ住職圓空ヲ聘シテ廢庵ヲ再興シ堂舎ヲ改造セシメテ尚松林院ト号シ以テ御陵ノ守衛ヲ囑シタリ爾來松林院ヲ以テ後崇光院太上天皇ノ御陵寺ト称ストイヘリ伏見宮ニテハ之ヲ御陵ト定メ年々御使ヲ立テラレシコトハ同宮安永以來ノ日記ニ詳ナリ然ルニ慶応ノ末年後深草院天皇ノ御陵ヲ決定セラルルニ方リ寮ノ考証増鏡ノ文ヲ誤釈シ此ノ御陵ヲ以テ更ニ同天皇ノ御火葬所ト認定シタルニヨリ伏見宮家ニテハ此ノ御陵ニ対スル祭祀ヲ絶タレタリ然ルニ其ノ後伏見宮家ニテ西園寺公衡公記ヲ発見シテ後深草院天皇ノ御火葬ハ深草ニテ行ハセラレタルコト判明シタルニヨリ明治三十八年寮ニ

テハ後深草院天皇御火葬所ノ名称ヲ取消シテ更ニ復タ後崇光院太上天皇ノ御陵墓参考地ト為シタリ其ノ後精査ヲ遂ケタルニ太上天皇ノ御陵ハ此所ヲ除キテハ更ニ他ニ之ナキコトヲ確メタルコト別紙取調書ニ記載セルカ如シ依テ此ノ伏見町字本材木町ナル御陵墓伝説地ヲ以テ後崇光院太上天皇ノ御陵ト御決定アラセラレ度此段上裁ヲ仰ク

これは、後崇光院太上天皇陵決定の上裁を仰いだものである。すなわち、右にみた二条天皇陵・仲恭天皇陵・崇峻天皇陵・安徳天皇陵の場合とは基本的に異なるものである。つまりこの二条天皇陵以下の場合には、そこに遺骸・遺骨が納められていないことを前提に治定された例であったのに対し、この後崇光太上天皇陵の場合は、そこが真の陵、つまりそこに遺骸・遺骨が納められている所としての治定であったのである。

ここで注目されるのは、「伏見宮ニテハ之ヲ御陵ト定メ年々御使ヲ立テラレシコトハ同宮安永以来ノ日記ニ詳」であったが、「慶応ノ末年後深草院天皇ノ御陵ヲ決定セラルルニ方リ寮ノ考証増鏡ノ文ヲ誤釈シ此ノ御陵ヲ以テ更ニ同天皇ノ御火葬所ト認定」されてしまった。そのため「伏見宮家ニテハ此ノ御陵ニ対スル祭祀ヲ絶タレ」た。その後「伏見宮家ニテ西園寺公衡公記ヲ発見シテ後深草院天皇ノ御火葬ハ深草ニテ行ハセラレタルコト」が「判明」したので、「明治二十八年寮（引用註、諸陵寮）ニテハ後深草院天皇御火葬所ノ名称ヲ取消シテ更ニ復タ後崇光院太上天皇ノ御陵墓参考地」とされ、それから「精査」を経て「此ノ伏見町字本材木町

ナル御陵墓伝説地ヲ以テ後崇光院太上天皇ノ御陵ト御決定アラセラレ度此段上裁ヲ仰」いだとすることである。陵墓改定の数少ない例であるとともに、視点を長慶天皇陵の治定を仰ごうとする時期に置いてみれば、直近における天皇陵治定の極めて貴重な例と位置付けられるものである。

なおちなみに『所謂擬陵ノ問題』には「昭和十四年以降御治定ノ御墓」(二一h)と「(昭和十四〜十八年)墓御治定」(二一j)も収められており、その間に治定された墓を列挙している。これも、何らかの形で長慶天皇陵治定のための参考とされたものと考えられる。これらの史料の示す所を表2「昭和十四〜十八年の墓治定」として掲げた。

昭和十八年八月十三日「長慶天皇陵二関スル件」(四一a)

これは、次官、金田諸陵頭、岡本参事官・主管、芝図書寮御用掛、藤井(宇多治郎)諸陵寮事務官、和田諸陵寮考証官、浅野参事官、城参事官(當次)が次官室に集まり、長慶天皇陵に関する問題について「協議」した際の発言録である。

冒頭の白根次官の総論的な発言の後、和田考証官は『大乘院日記目録』にみえる長慶天皇に関する記事の解釈について説明した。その際「大乘院日記目録中長慶天皇二関スル記事ノ解釈」と題する書面を配布したが、これは昭和十八年八月「大乘院日記目録中長慶天皇二関スル記事ノ解釈」(諸陵寮調査)(三二p)のことと思われる。

表2 「昭和十四～十八年の墓治定」

<p>昭和十四年十月五日「宮内省告示」第二十九号</p> <p>宇多天皇皇孫雅慶王墓 後伏見天皇十八世皇孫女日尊女王墓（伏） 靈元天皇皇曾孫女日照女王墓（有） 東山天皇皇孫女尊信女王墓（閑）</p> <p>京都府京都市伏見区醍醐川久保町 京都府京都市左京区岡崎東福ノ川町 京都府京都市左京区岡崎東福ノ川町 京都府京都市東山区林下町</p>	<p>昭和十六年四月二十四日「宮内省告示」第十一号</p> <p>景行天皇皇子五十狭入彦皇子墓 順德天皇皇曾孫志玄王墓 龜山天皇皇孫尊觀王墓 後伏見天皇七世皇孫日承王墓（伏） 後伏見天皇八世皇孫任助親王墓（伏）</p> <p>愛知県碧海郡矢作町大字西本郷 京都府京都市右京区嵯峨柳田町 山口県下関市西南部町 京都府京都市中京区下本能寺前町 広島県佐伯郡大野村</p>	<p>昭和十八年十一月二十六日「宮内省告示」第二十六号</p> <p>応神天皇皇曾孫都紀女加王墓</p> <p>佐賀県三養郡上峰村大字坊所</p>
---	---	---

・（伏）（有）（閑）はそれぞれ伏見宮・有栖川宮・閑院宮を示す。
 ・都紀女加王墓の項の「応神天皇皇曾孫」との記述は『所謂擬陵ノ問題』には記述がないが、『陵墓要覧』（宮内庁書陵部、平成五年三月）によって補った。

これに対する芝御用掛の発言は、『大乘院日記目録』の「大覚寺法皇」が長慶天皇を指すことには異論はないが、長慶天皇のことを大覚寺法皇と申し上げたと断定するには賛成できない。また、「大覚寺法皇」と称されたから大覚寺に居たと断定するのも用心するべきだといふものであった。

次いで、白根次官が陵墓参考地として購入した慶寿院跡地の現況を問うたのに対する金田諸陵頭の答である。引用する。

金田 外周二堀ヲ設ケ其ノ内部ノ浄地ノ一廓二更ニ囲障ヲ廻ラシ其ノ部分ハ地下三尺位迄穢土ヲ取去リ浄土ト入レ換フル計画ニテ目下工事中ナリ

「墳塋」についての白根次官の質問には金田諸陵頭と岡本主管は次のように述べる。

金田 予メ土ヲ盛り置クノ外ナカルヘシ

主管 陵ノ御治定ヲ願フニハ墳塋ニ該当スルモノヲ設ケサルヘカラス

ここにいう「墳塋」には、もちろん遺骸・遺骨は納められていよう訳はないのである。続く部分には岡本主管・和田考証官・白根次官・金田諸陵頭・城参事官・芝御用掛による発言が含まれているが、当時における慶寿院址に設定された下嵯峨陵墓参考地をめぐる様子を具体的に記すものである。引用する。

主管 浄土入レ換ヘノ際出土品アリシト聞クカ如何

和田 未タ工事中ナル為報告ヲ致ササリシカ先般浄土入レ換ヘ工事中土葬シタル瓶一箇ヲ
発掘シタリコノ瓶ノ中ニハ寛永通宝入り居リタルヲ以テ比較的新シキ埋葬物ト認メラル其
ノ後又二ヶ所ヨリ土葬ノ瓶等発掘サレタル事実アリ此等モ比較的新シキモノナルヘシ

次官 左様二人骨カ出土スルカ如キ場所共同墓地ノ如キ場所ニ御陵ヲ定メラルルコトハ怪
シカラヌトイフカ如キコトヲ言ヒ出シテ問題ト為ル虞ナキヤ

金田 慶寿院跡地ヲ妙智院カ幕末以後墓地トシテ管理シ来タリシコトハ皆知レルコトニテ
今更問題トスルニ足ラス然シ墓地ノ部分ハ浄土ヲ入レ換ヘ不浄ナカラシムルコト必要ナリ
主管 御治定ニナル以上ハ一丈位モ徹底的ニ御陵域ノ土ヲ浄土ト入レ換ヘ苟モ他ノ埋骨等
ノ存在セサル様ニシ世人ニ疑念ヲ抱カシムルコトナキ様ニシ且聖上ヨリ「長慶天皇ノ靈位」
ノ御宸筆ヲ頂キ之ヲ銅版ニシテ埋葬スルトカ又ハ何カ長慶天皇御縁リノモノニシテ尊崇ス
ルニ足ルモノヲ葬ルコトニシテハ如何

次官 自分モ左様ニ考フ若シ左様ナ取計ヒヲ為シ得レハ問題ハ一切解消スル様ニ思フ

金田 高野山ニ長慶天皇御宸筆ノ御願文アルモ唯一ノモノニシテ之ヲ用フルコト能ハサル
ヘシ他ニ適當ナルモノナカルヘシ

次官 夫レヲ原寸大ノ銅版ニシテ葬ルコト適當ナラスヤ

城 皇靈殿ヨリ長慶天皇ノ御分靈ヲ頂キ御祀リスルコトモ考ヘラレ居タリ

芝 然シ夫レハ皇室陵墓令制定以後ノ制度トシテハ考物ナリ御宸筆ノ銅版ヲ葬ルコトカ適当ナルヘシ

右の引用には、「工事中」に「発掘」された「出土品」、「共同墓地ノ如キ場所」への天皇陵の宮建、「聖上」より頂いた「長慶天皇ノ霊位」との「御宸筆」の銅版の埋納、皇霊殿よりの「長慶天皇ノ御分霊」の祭祀等が話題にのぼっている。「皇室陵墓令」下における事実上の「擬陵」の治定を控えた混沌とした様子をよく窺うことができる。

この他、「立命館大学教授カ新聞ニ発表シタルコト」、「参考地」「伝説地」の信憑性、また、長慶天皇陵と同域に治定されるべき長慶天皇皇子承朝王墓をめぐる問題が取り上げられている。そして最後は岡本主管から、その後の手順についての発言があった。つまり、「枢密顧問」への「諮詢」の前例はなくその必要はなく、かつ、「御諮詢ナシトスレバ其ノ準備トシテ別ノ委員会ヲ組織シテ其ノ議ニカケルトイフカ如キコトモ必要ナカルヘシ」という。

この「協議」は、白根次官の「然ラハ大臣ニ更ニオ話致スコトト為スヘシ」との発言で締め括られた。

昭和十八年八月「大乘院日記目録中長慶天皇ニ関スル記事ノ解釈（諸陵寮調査）」（三—p）

これは、「一、明徳三年閏十月三日ノ条ニツイテ」と「二、応永元年八月一日ノ条ニツイテ」から成る。いずれも『大乘院日記目録』にみえる長慶天皇に関連すると思われる両日条の解釈

について記したものである。以下その要旨をみる。

まず、明徳三年閏十月三日条の傍註「長慶院殿法皇」との記述についてである。同日条は、「本文ト同筆ニテシテ墨色及気分ヲ同シウシテキルカラ本文ト同時ニ書カレタモノ」であるとする。そして、同日に大覚寺に入御した天皇は後龜山天皇であり、同日条に「長慶院殿法皇」とあるのは明らかに「混淆」であるとする。

次いで、応永元年八月一日条の「八月一日大覚寺法皇崩^{五十}号長慶院」との記述についてである。この「八月一日大覚寺法皇^{五十}」と「号長慶院」とは「墨色及気分ヲ異ニシテキルカラ『号長慶院』ハ追筆デアル」とする。つまり、筆者の尋尊はその典拠とした史料によって「大覚寺法皇崩」と書いたのであろう。その典拠とした史料に「大覚寺法皇崩」とあったとして、それ自体が錯誤であったのではないかという疑問について考える必要がある。応永頃には「大覚寺殿」（『荒曆』『吉田家日次記』等）「大覚寺法皇」（『満濟准后日記』）という場合、通例として後龜山上皇（法皇）をいう。しかし『大乘院日記目録』にしても、明徳三年閏十月三日条と応永元年八月一日条とでは用筆や気分を異にしているから、両者は切り離して解釈するべきである。先ず明徳三年閏十月三日条が書かれ、その「混淆」のまま応永元年八月一日条が書かれたのなら、応永元年八月一日条は一筆である筈なのに、「号長慶院」は追筆である。よって、筆者の尋尊が応永元年八月一日条を書いた時には、応永元年八月一日条でみられた「混淆」には

陥っていなかったと考えられる。次に、後龜山上皇（法皇）は「大覚寺殿」と称するのが普通で稀に「大覚寺仙洞」（『金剛寺文書』『松尾寺文書』）「大覚寺法皇」（『滿濟准后日記』）と称するのであるから、応永頃に「大覚寺殿」「大覚寺法皇」等と称する方は後龜山上皇（法皇）であるという疑については直接の反論はできない。しかし応永元年八月一日条は北朝に関するものでも後龜山天皇に関するものでもない。後龜山天皇が法皇となったのは少なくとも応永二年四月以降（『東山御文庫記録』）で、恐らく応永四年十一月に太上天皇の尊号を辞した後（『古文書纂』）であろう。その崩御は応永三十一年四月十二日（『滿濟准后日記』）である。長慶天皇崩御の年の上限は元中八年（『五条文書』）で下限は応永三年二月（『仙源抄奥書』）であり、長慶天皇が法皇となったことは『新葉和歌集』『嘉喜門院御集袖書』等に明らかで、応永元年八月一日条と抵触せず、他の方とも結びつかない。その「大覚寺法皇」が事実上長慶天皇を指すのであり、このことが長慶天皇を「大覚寺法皇」と称することの徴証と言い得るのであるから、「八月一日ノ条從ツテ其拠リ所トナツタ史料ハ単独史料トシテ一応之ヲ全面的ニ尊重シテ可イデアラウ」とする。

『大乘院日記目録』応永元年八月一日条は、「答申」の中でも重要な位置を占める史料であるが、それにもかかわらず、ここにみえるその史料の価値についての解釈はいかにも苦しいものである。

昭和十九年一月十九日「覚（枢密院本会議当日宮中東溜ノ間一隅ニテ宮内大臣ト内閣総理大臣・枢密院議長トノ会見ノ記録等）（岡本官房手記）」（五一〇）

これは、枢密院本会議当日であつた昭和十九年一月十九日に宮中東溜間で、近くなされる長慶天皇陵治定の「奏請」の説明のために、松平宮内大臣が東条英機内閣総理大臣・原嘉道枢密院議長と「会見」した際の記録であり、末尾には「以上岡本官房主管手記」とある。この会見には、金田諸陵頭・岡本官房主管が説明員として出席した。

この記録の中心的な部分は、次に引く六条にわたる箇条書の部分である。

- 一 宮内大臣ハ本件ニ付各般ノ史実ヲ推考シテ慶寿院趾ヲ御斂葬ノ地ト拝察申上タルモ崇峻天皇陵、仲恭天皇陵ト同様已ムコトヲ得サルニ出テタル擬陵ノ御治定トシテ説明シタリ
- 二 東条総理ヨリ万一眞箇ノ御墳埜カ発見セラレタルトキハ如何カスルヤ従前御陵御変更ノ実例アリヤトノ質問アリ
- 三 宮内大臣ヨリ古文書口伝等ニ依ル伝説ハ正確ナリヤ否ヤ不分明ナルモノ多シ例ハ八安徳天皇ヲ御埋葬申上タル地カ四国ニ存ストノ伝説ニ依リ陳情アリタルモ正史上ハ壇ノ浦ニ於テ崩御アラセラレタルコトトナリオルヲ以テ採ルヘカラス其ノ他何レカ眞箇ノ御埋葬地ナリヤ今日ニ於テハ確定ノ方法ナキ次第ナリト答ヘ金田諸陵頭ヨリ御陵御変更ハ人心ニ影響スル所大ナレハ慎重ヲ要スヘク所謂反証ト称スル古文書等ノ信憑力ヲ十分検討セサル可

ラス御改定ノ一例ハ日本武尊ノ御墓ニ付能褒野ノ地点ニ変更アリタルコトアリ若シ将来古
文書等ニ於テ長慶天皇御陵ニ関スル記事発見セラルルトスルモ今般ノ御決定ヲ正当化スル
モノタルヘキコトヲ確信スト答ヘタリ

四 東条総理ハ万一将来真箇ノ御陵発見セラルレハ御陵ノ御変更ヲ願上ケテ可ナルヘシト
シ本件ハ極メテ結構ナル措置ナリト賛成シ仍本件ニ付政府トシテ取運フヘキ手續アリヤト
質問セリ

五 原議長モ本件ハ極メテ結構ナル措置ナリトシテ賛意ヲ表シタリ

六 宮内大臣ヨリ御陵御治定ハ専ラ宮内省ノ事務ニシテ先例トシテモ政府及枢密院ニ合議
セシコトナシト謂フ唯事ノ重大ナルカ故ニ内奏ノ事前ニ御話申上クル次第ナリトシ仍御陵
ニハ高野山ニ現存スル長慶天皇御願文中ノ太上天皇寛成ナル御宸筆ヲ原寸大ニ石ニ刻シテ
御埋メスル予定ナリトセリ

ここに一貫しているのは「擬陵」の肯定である。ただし、いみじくも東条総理大臣が「万一
真箇ノ御墳壘カ発見セラレタルトキハ如何カスルヤ従前御陵御変更ノ実例アリヤ」と釘をさし
たように、「擬陵」はあくまでも次善の策と位置付けられている。「高野山ニ現存スル長慶天皇
御願文中ノ太上天皇寛成ナル御宸筆ヲ原寸大ニ石ニ刻シテ御埋メスル予定ナリ」という松平宮
内大臣の説明も、その「擬陵」の補完的措置として捉えることができよう。

以下、記述に従って以降の動向をみることにしたい。堀江枢密院書記官長には宮中東三ノ間で岡本官房主管から松平宮内大臣・原枢密院議長会談の内容について概略説明し、「皇室陵墓令」第四十四条との整合性については若干の疑点は残るものの、これについては、二上顧問官（宮内省御用掛）の意見をも聞いた上で疑点を解消したと説明を加えた。

松平宮内大臣は同日木戸内大臣に内報して賛成を確認しようとしたが、「内奏」をする前に、午後弟の松平子爵（皇弟）が危篤となりその後亡くなったために服喪し引籠りのため、翌二十日に岡本官房主管は松平の命によって百武侍従長（三郎）を訪問して要領書を手交しこの件を説明した。松平宮内大臣は早速「内奏」の予定であったが、服喪引籠り中であったため、一月二十九日に除服後に早々「内奏」する心積りであったが、東条総理大臣等からこの件が上聞に達する可能性があることを考えて、侍従長からこの件の概要を「内奏」しておくよう依頼した。次いで、岡本主管は木戸内大臣に面会してこの要領書を手交して説明したところ、木戸内大臣はこの件について賛意を表した。

おわりに

本稿では、昭和十九年二月五日の長慶天皇陵の嵯峨慶寿院址への治定に至る経緯について注目し、臨時陵墓調査委員会による「答申」が直ちに宮内大臣による「内奏」に結びついたので

はないこと、そして、その間には「擬陵」との考え方による長慶天皇陵の治定が、「皇室陵墓令」第四十四条と矛盾しないかについての宮内省「審議室」等による慎重な検討がなされていたことを明らかにした。

結果として臨時陵墓調査委員会の「答申」が内容の上ではほぼそのまま「内奏」に採用されたとはいっても、長慶天皇陵の「擬陵」との考え方による治定について「審議室」等が検討を加えたことの意味は軽視されてはならない。本稿「二『参事官室』の『意見』から宮内大臣と総理大臣・枢密院議長の『会見』まで」でみたように、「審議室」等による検討は微に入り細を穿ったものであった。

しかし最も重視されるべきなのは、「審議室」等の検討が微に入り細を穿ったものであったことではない。「擬陵」との考え方が臨時陵墓調査委員会の組上に乗せられて「答申」が宮内大臣に提出されたのとおよそ時を同じくする昭和十五年には、「参事官室」は、「皇室陵墓令」第四十四条に照らして「擬陵」の治定はあり得ないという判断をしていたのである。ところがその後昭和十八年三月には「審議室」は、この昭和十五年における「参事官室」の判断を覆して、「皇室陵墓令」下にあっても「擬陵」の治定はあり得るとの判断を示したのである。この背景には、遅滞ない長慶天皇陵の治定への方向性があったのである。昭和十五年の紀元二千六百年には間に合わなかったが、昭和十九年は長慶天皇陵天皇五百五十年に当たっていたのである。

さらに、この点についてのより根本的な事柄を挙げることができる。つまり、たとえ「擬陵」であったとしても、長慶天皇陵の治定によって歴代すべての天皇陵の治定が完成するのである。つまり、大正十五年十月二十一日の長慶天皇の皇統加列の発表は、長慶天皇陵の治定をとまわずになされたため、長慶天皇の皇統加列の発表と同時に歴代天皇陵に未定陵が新たに生じることにもなったのである。例えば「宮内大臣内奏案」(五—g)に、「今般長慶天皇陵ノ御治定ヲ仰ケハ 御歴代天皇陵ハ尽ク御治定相成ル次第ナリ」とする通りである。それ程、速やかな長慶天皇陵の治定は重要なことであつたのである。

本稿の範囲は、あたかも「国家総動員法」のもと戦争の遂行に総力を挙げていた時期に当たる。その中であつて、天皇陵を軸とした天皇による祭祀の大系の完成に向けての動向もまた、極めて重要な国家的課題として位置付けられていたことには充分注意が向けられなければならない。

註

(1) 著者が前稿A・Bを著す準備にかかった段階では、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』は宮内庁書陵部陵墓課保管歴史的资料であつた。

(2) 前稿Cの「二臨時陵墓調査委員会」。

- (3) 第二十四回総会についての記述は、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十四年』（識別番号二六六三八）による。
- (4) 『臨時陵墓調査委員会録』では、「発言録」「速記録」の文言は混用されている。その都度『臨時陵墓調査委員会録』の記述に従う。
- (5) 第二十五回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十四年』（識別番号二六六三八）による。
- (6) 第二十六回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十四年』（識別番号二六六三八）による。
- (7) 『法令全書』。
- (8) 第二十七回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (9) 第二十七回総会で配布された資料は『臨時陵墓調査委員会録』の同総会の部分に綴り込まれている。これは、「一住吉行宮趾」「二天野山」「三栄山行宮」「四観心寺檜尾塚」「五慶寿院趾」について長慶天皇陵として治定された場合の問題点を列記したものである。その「五慶寿院趾」の中に「一、慶寿院ナル御称謂ハ皇子海門承朝御止住ノ嵯峨慶寿院ニ出ツルモノト認メラレ長慶天皇ハ同院ヲ御在所トシ給ヘリト推測シ得ルコト」とある。辻善之助の指摘はこれを指してのことである。
- (10) 第二十八回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (11) 第二十九回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。

- (12) 第三十回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (13) ただし、第三十回総会の後に幹事はこれとは別に「答申案第弐」を作成していたが、これは第三十回総会に上程されず、「議事録」にも綴り込まれなかった。「答申案第弐」は、前稿Bの「資料編」に資料二「答申案②」として翻刻したものと同一と考えられる。
- (14) 第三十一回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (15) 第三十二回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (16) 第三十三回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (17) 第三十四回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (18) 第三十五回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。
- (19) ただし、前稿Bの資料編に史料一「答申案①」～史料七「答申案⑦」として収録したものは『臨時陵墓調査委員会書類及資料』に綴り込まれたものの翻刻である。後述するように第三十五回総会で取り上げられ『臨時陵墓調査委員会録』に綴り込まれた「従前ノ意見ヲ纏メタル答申案」には年月日の記入はないが、『臨時陵墓調査委員会書類及資料』に綴り込まれたものには、昭和十五年十二月二十六日と記入されており、岡本愛祐関係文書「所謂擬陵問題」の「一臨時陵墓調査委員会委員長答申書」

に綴り込まれたものには、昭和十五年十二月二十三日と記入されている。

(20) 第三十六回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。

(21) 第三十七回・第三十八回総会についての記述・引用は、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。

(22) 第四十一回総会については、『臨時陵墓調査委員会録（総会議事録の部）昭和十五～十六年』（識別番号二六六四〇）による。

(23) 臨時陵墓調査委員会総会で「答申」が最終的に決定されたのが昭和十六年二月二十八日に開催された第四十回総会であり、同年三月十日に開催された第四十一回総会では、松平宮内大臣による「委員長以下各員ノ精勵ニ依ツテ諮問ノ案件全部ニ付答申ヲ得タルコトヲ謝シ能フ限り答申ノ趣旨ニ副ヒテ処置シタキ旨」の「挨拶」があった。

(24) 『自昭和十年至同十八年職員録臨時陵墓調査委員会』（宮内公文書館所蔵、識別番号六二四三三）。

(25) 「皇室陵墓令」第四十条 従前諸陵寮ニ於テ管理シタル分骨所火葬塚及灰塚ハ陵ニ準ス 前項ノ分骨所火葬塚及灰塚ニ係ル事項ハ第六条ノ規定ニ準シテ当該陵ノ欄ニ登録スヘシ（『法令全書』）

(26) 「皇室陵墓令」第四十五条 前条ノ陵又ハ墓ニ係ル事項ヲ登録シタルトキハ直裁ノ年月日ヲ記入シ且事由ヲ付記スヘシ（『法令全書』）

（付記）

本論文は平成二十七～八年度成城大学特別研究助成「長慶天皇の皇統加列から嵯峨東陵の治

定へ」の成果の一部である。